

水俣市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

(令和8年3月)

熊本県水俣市

令和8年3月策定

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 基本的な事項 | 1 |
| 1 水俣市の概況 | 1 |
| 2 人口及び産業の推移と動向 | 3 |
| 3 行財政の状況 | 7 |
| 4 地域の持続的発展の基本方針 | 10 |
| 5 地域の持続的発展のための基本目標 | 11 |
| 6 計画の達成状況の評価に関する事項 | 11 |
| 7 計画期間 | 11 |
| 8 公共施設等総合管理計画等との整合 | 11 |
| 第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 15 |
| 1 現況と問題点 | 15 |
| 2 その対策 | 15 |
| 3 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 16 |
| 第3章 産業の振興 | 17 |
| 1 現況と問題点 | 17 |
| 2 その対策 | 21 |
| 3 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 24 |
| 4 産業振興促進事項 | 29 |
| 5 公共施設等総合管理計画等との整合 | 30 |
| 第4章 地域における情報化 | 31 |
| 1 現況と問題点 | 31 |
| 2 その対策 | 31 |
| 3 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 32 |
| 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保 | 33 |
| 1 現況と問題点 | 33 |
| 2 その対策 | 34 |
| 3 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 36 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 37 |
| 第6章 生活環境の整備 | 38 |
| 1 現況と問題点 | 38 |
| 2 その対策 | 41 |
| 3 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 42 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 44 |

| | | |
|------|-------------------------------------|----|
| 第7章 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 46 |
| 1 | 現況と問題点 | 46 |
| 2 | その対策 | 48 |
| 3 | 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 51 |
| 4 | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 52 |
| 第8章 | 医療の確保 | 53 |
| 1 | 現況と問題点 | 53 |
| 2 | その対策 | 53 |
| 3 | 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 54 |
| 4 | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 54 |
| 第9章 | 教育の振興 | 55 |
| 1 | 現況と問題点 | 55 |
| 2 | その対策 | 57 |
| 3 | 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 59 |
| 4 | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 59 |
| 第10章 | 集落の整備 | 60 |
| 1 | 現況と問題点 | 60 |
| 2 | その対策 | 60 |
| 3 | 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 61 |
| 第11章 | 地域文化の振興等 | 62 |
| 1 | 現況と問題点 | 62 |
| 2 | その対策 | 63 |
| 3 | 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 64 |
| 4 | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 64 |
| 第12章 | 再生可能エネルギーの利用の促進 | 65 |
| 1 | 現況と問題点 | 65 |
| 2 | その対策 | 65 |
| 3 | 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 66 |
| 第13章 | その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 67 |
| 1 | 現況と問題点 | 67 |
| 2 | その対策 | 68 |
| 3 | 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 68 |
| 4 | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 69 |
| | （再掲）事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業 | 70 |

第1章 基本的な事項

1 水俣市の概況

(1) 自然的条件

本市は、九州の南西部、熊本県の南部に位置し、東西 22.4km、南北 13.8km、総面積 163.29 km²で、北東を矢城山、大関山、国見山、南東を矢筈岳、鬼岳、亀嶺峠に連なる山々に囲まれ、西を不知火海に開き、天草諸島を望む海辺はリアス式海岸になっており、風光明媚な地です。平地面積は少ないものの、海・山・川の生態系を持つ豊かな自然環境に恵まれています。

また、本市の平均気温は 17.0℃、年間降水量は 2,222.0 mm で、温暖で雨の多い海洋性の気候を示します。

(2) 歴史的条件

本市の歴史は古く、旧石器時代、22,000 年前から始まり、縄文・弥生・古墳時代の遺跡を残しています。中世、近世を経て、江戸時代までは、肥後と薩摩の国境の町として、また、薩摩街道の宿場町として、重要な役割を果たしてきました。明治 22 (1888) 年 4 月、市町村制の実施に伴い、水俣村が誕生し、茶や柑橘類を中心とした農業、木材と木炭の産出による林業及び不知火海を漁場とした漁業と製塩を基本にした村づくりが進められてきました。

明治 41 (1908) 年 8 月、チッソ株式会社 (現 JNC 株式会社) の前身である日本窒素肥料株式会社が設立され、従来の農山漁村集落から工業都市へと一大転換期を迎え、今日の水俣市の基礎が形成されはじめ、大正元 (1912) 年 12 月に水俣町となり、昭和 24 (1949) 年 4 月に水俣市が誕生しました。

(3) 社会的・経済的条件

本市の人口は、村制施行の明治 22 (1888) 年当時 12,040 人でしたが、チッソ株式会社の発展と関連産業の隆盛や大正 15 (1926) 年に開通した国鉄肥薩海岸線 (のちの JR 鹿児島本線)、昭和 9 (1934) 年に完了した水俣川の大改修、昭和 10 (1935) 年に完成した百間港などの都市基盤の整備に伴い、昭和 24 (1949) 年の市制施行時には 42,137 人を擁する工業都市に成長しました。さらに、昭和 31 (1956) 年 9 月には久木野村と合併し、人口は 50,461 人となり、県南の中心都市に発展しました。

しかし、同年 5 月、チッソの工場排水に起因する水俣病が公式確認され、国の産業政策優先もあって、水俣病の原因究明、患者救済と地域の振興に必要な対応は遅れ、

健康被害のほか地域経済と地域社会に大きな打撃を与えました。

こうした中、昭和 52（1977）年から開始された水俣湾公害防止事業が 13 年の歳月と 485 億円の巨費を投じ、平成 2（1990）年に完了したことに併せて、市民間の「もやい直し」を進めながら、水俣病の理解促進と地域の再生を図るため、「環境創造みなまた推進事業」が開始されました。

さらに、平成 4（1992）年 11 月には、水俣病の経験を貴重な教訓として、自然の生態系に配慮したまちづくりを行うため、「環境モデル都市づくり」を宣言し、これ以降、水俣病の正しい理解と市民間の理解促進を図りながら、市民と行政が協働して行うごみの高度分別など、環境を切り口とした地域の再生と振興を図る様々な取組が進められ、平成 20（2008）年には国の環境モデル都市に認定されました。

これまでの環境に配慮した様々な施策や取組を継承しながら市民の暮らしと地域の存在を支える経済の活性化、その担い手となる人材育成を図り、主体的に活動する市民を増やすことで、社会全体が好循環する仕組みづくりを、多様な主体と協働し、より強力に進めていくことを目標とした「SDGs 未来都市」を令和 2（2020）年 7 月に熊本県内で 3 番目の自治体として選定されました。

（4） 過疎の状況

昭和 30（1955）年代以降、人口は減少傾向に転じ、昭和 35（1960）年には 48,342 人だった人口も、少子・高齢化、過疎化等の急速な進行に伴い昭和 60（1985）年には、36,520 人まで減少しました。人口減少の内容を分析すると恒常的な社会動態による減少に加え、平成 2（1990）年以降は、自然動態の減少も加わり、人口減少に拍車がかかっています。

これまで、本市においては、過疎地域自立促進計画等に基づき、資源の循環システムを考慮した環境を基本とし、産業の振興による雇用機会の創出や定住促進のための取組を行ってきたところですが、一定の効果はあったものの、人口減少を抑制するまでに至ってはいません。

（5） 社会的・経済的発展の方向性

本市の経済的発展は、農漁村集落から工業都市への構造変化の中で、チッソ株式会社の発展とともに果たしてきました。

その発展の中で水俣病という、環境汚染による健康被害と自然生態系の破壊、さらに地域社会の崩壊を経験した本市においては、水俣病の歴史と教訓を次世代に引き継ぎながら、国の環境モデル都市に認定され、環境に配慮した様々な取組を行ってきたところ です。

現在は、将来の都市像、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の

実現に向け、SDGs の考え方に基づいて、「持続可能な地域社会づくり」に取り組み、「経済」、「社会」、「環境」の三側面の統合的取組による「自律的好循環」を構築し、将来にわたって豊かで活力ある水俣を目指します。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

本市の人口は、昭和 35（1960）年以降一貫して減少しており、令和 2（2020）年国勢調査と平成 22（2010）年国勢調査の結果を比較すると、人口は 3,421 人（12.7%）減少し、内訳は、年少人口（15 歳未満）が 599 人減少、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 3,615 人の減少、老年人口（65 歳以上）は 752 人の増加となっています。

構成比は、年少人口が 12.1%から 11.3%へ、生産年齢人口が 54.9%から 47.6%へそれぞれ減少し、老年人口については、32.8%から 40.8%に増加していることから、少子高齢化がますます進行しています。

(2) 産業の推移と動向

産業別人口においては、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年の 10 年間で 1,115 人（9.8%）減少しており、第一次産業、第二次産業の就業人口比率が減少傾向、第三次産業就業人口比率が増加傾向にあります。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査） ※総数は年齢不詳者数も含みます。

| 区 分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|------------------|-------------|--|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|-----------|-------------|----------|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 48,342 | | 人 45,577 | % △5.7 | 人 38,109 | % △16.4 | 人 36,782 | % △3.5 | 人 37,150 | % 1.0 |
| 0歳～14歳 | 17,339 | | 13,682 | △21.1 | 9,402 | △31.3 | 8,472 | △9.9 | 8,235 | △2.8 |
| 15歳～64歳 | 28,360 | | 28,720 | 1.3 | 25,078 | △12.7 | 24,107 | △3.9 | 24,025 | △0.3 |
| うち15歳～ 29歳(a) | 10,612 | | 10,089 | △4.9 | 8,009 | △20.6 | 7,330 | △8.5 | 6,786 | △7.4 |
| 65歳以上(b) | 2,643 | | 3,175 | 20.1 | 3,629 | 14.3 | 4,198 | 15.7 | 4,890 | 16.5 |
| (a)/総数 若年者比率 | 22.0% | | 22.1% | — | 21.0% | — | 19.9% | — | 18.3% | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | 5.5% | | 7.0% | — | 9.5% | — | 11.4% | — | 13.2% | — |

| 区 分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 36,520 | % △1.7 | 人 34,594 | % △5.3 | 人 32,842 | % △5.1 | 人 31,147 | % △5.2 | 人 29,120 | % △6.5 |
| 0歳～14歳 | 7,595 | △7.8 | 6,592 | △13.2 | 5,617 | △14.8 | 4,704 | △16.3 | 3,904 | △17.0 |
| 15歳～64歳 | 23,196 | △3.5 | 21,470 | △7.4 | 19,720 | △8.2 | 18,283 | △7.3 | 16,513 | △9.7 |
| うち15歳～ 29歳(a) | 5,856 | △13.7 | 5,024 | △14.2 | 4,563 | △9.2 | 4,204 | △7.9 | 3,460 | △17.7 |
| 65歳以上(b) | 5,729 | 17.2 | 6,528 | 13.9 | 7,505 | 15.0 | 8,146 | 8.5 | 8,694 | 6.7 |
| (a)/総数 若年者比率 | 16.0% | — | 14.5% | — | 13.9% | — | 13.5% | — | 11.9% | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | 15.7% | — | 18.9% | — | 22.9% | — | 26.2% | — | 29.9% | — |

| 区 分 | 平成22年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 26,978 | % △7.4 | 人 25,411 | % △5.8 | 人 23,557 | % △7.3 |
| 0歳～14歳 | 3,272 | △16.2 | 2,984 | △8.8 | 2,673 | △10.4 |
| 15歳～64歳 | 14,834 | △10.2 | 13,148 | △11.4 | 11,219 | △14.7 |
| うち15歳～ 29歳(a) | 3,004 | △13.2 | 2,637 | △12.2 | 2,161 | △18.1 |
| 65歳以上(b) | 8,872 | 2.0 | 9,272 | 4.5 | 9,624 | 3.8 |
| (a)/総数 若年者比率 | 11.1% | — | 10.4% | — | 9.2% | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | 32.9% | — | 36.5% | — | 40.9% | — |

(参考) 人口の推移 (住民基本台帳)

| 区分 | 平成12年3月31日 | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | |
|----|-------------|--------|-------------|--------|-----------|-------------|--------|-----------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 | 人 31,669 | % — | 人 29,784 | % — | % △6.0 | 人 27,826 | % — | % △6.6 |
| 男 | 14,732 | 46.5 | 13,823 | 46.4 | △6.2 | 12,919 | 46.4 | △6.5 |
| 女 | 16,937 | 53.5 | 15,961 | 53.6 | △5.8 | 14,907 | 53.6 | △6.6 |

| 区分 | 平成27年3月31日 | | | 令和2年3月31日 | | | |
|-----------------|-------------|--------|-----------|-------------|--------|-----------|------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | |
| 総数 (外国人住民除く) | 人 26,096 | % — | % △6.2 | 人 23,969 | % — | % △8.2 | |
| 男 (外国人住民除く) | 12,125 | 46.5 | △6.1 | 11,165 | 46.6 | △7.9 | |
| 女 (外国人住民除く) | 13,971 | 53.5 | △6.3 | 12,802 | 53.4 | △8.4 | |
| 参考 | 男 (外国人住民) | 13 | — | △18.8 | 17 | — | 30.8 |
| | 女 (外国人住民) | 52 | — | 6.1 | 49 | — | △5.8 |

| 区分 | 令和3年3月31日 | | | 令和7年3月31日 | | | |
|-----------------|-------------|--------|-----------|-------------|--------|-----------|-------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | |
| 総数 (外国人住民除く) | 人 23,428 | % — | % △2.3 | 人 21,254 | % — | % △9.3 | |
| 男 (外国人住民除く) | 10,901 | 46.5 | △2.4 | 9,950 | 46.8 | △8.7 | |
| 女 (外国人住民除く) | 12,527 | 53.5 | △2.1 | 11,304 | 53.2 | △9.8 | |
| 参考 | 男 (外国人住民) | 23 | — | 35.3 | 42 | — | 82.6 |
| | 女 (外国人住民) | 51 | — | 4.1 | 124 | — | 143.1 |

表 1-1(2) 人口の見通し (国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口)

| 年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 | 令和27年 | 令和32年 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口 | 21,298 | 19,372 | 17,526 | 15,812 | 14,207 | 12,700 |

表 1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）※総数は分類不能の産業も含みます。

| 区 分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|---------------|------------------|--|------------------|-----------|------------------|------------|------------------|-----------|------------------|----------|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 19,944 | | 人 19,857 | % △0.4 | 人 16,994 | % △14.4 | 人 16,436 | % △3.3 | 人 16,841 | % 2.5 |
| 第一次産業 就業人口 | 6,172 (31.0%) | | 5,635 (28.4%) | — | 4,070 (24.0%) | — | 2,937 (17.9%) | — | 2,413 (14.3%) | — |
| 第二次産業 就業人口 | 6,306 (31.0%) | | 5,804 (28.4%) | — | 4,504 (24.0%) | — | 5,234 (17.9%) | — | 5,376 (14.3%) | — |
| 第三次産業 就業人口 | 7,466 (37.4%) | | 8,418 (42.4%) | — | 8,420 (49.5%) | — | 8,265 (50.3%) | — | 9,051 (53.8%) | — |

| 区 分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|---------------|------------------|-----------|------------------|-----------|------------------|-----------|------------------|-----------|------------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 16,337 | % △3.0 | 人 15,109 | % △7.5 | 人 14,794 | % △2.1 | 人 13,810 | % △6.7 | 人 12,757 | % △7.6 |
| 第一次産業 就業人口 | 2,248 (13.7%) | — | 1,294 (8.6%) | — | 1,230 (8.3%) | — | 778 (5.6%) | — | 889 (7.0%) | — |
| 第二次産業 就業人口 | 5,124 (31.4%) | — | 5,063 (33.5%) | — | 4,939 (33.4%) | — | 4,559 (33.0%) | — | 3,426 (26.9%) | — |
| 第三次産業 就業人口 | 8,965 (54.9%) | — | 8,744 (57.9%) | — | 8,615 (58.3%) | — | 8,452 (61.2%) | — | 8,413 (65.9%) | — |

| 区 分 | 平成22年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|---------------|------------------|------------|------------------|-----------|------------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 11,468 | % △10.1 | 人 11,196 | % △2.4 | 人 10,353 | % △7.5 |
| 第一次産業 就業人口 | 741 (6.5%) | — | 725 (6.5%) | — | 605 (5.8%) | — |
| 第二次産業 就業人口 | 2,706 (23.6%) | — | 2,647 (23.7%) | — | 2,322 (22.4%) | — |
| 第三次産業 就業人口 | 8,015 (69.9%) | — | 7,794 (69.8%) | — | 7,345 (70.9%) | — |

3 行財政の状況

(1) 行財政の状況

人口減少が進み、年金、医療、介護にかかる費用など社会保障給付に要する財政負担が増加していく中、「分権改革に係る一括法」に基づき、国による義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲が進められ、地方分権の進展に伴い基礎自治体の行政責任は拡大しています。

また、少子高齢化が進む一方で、各世帯の規模は縮小し、特に高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみの世帯の増加が顕著になっており、地域における住民相互の支えあい、その基盤となるコミュニティの役割の重要度が増えています。

この厳しい財政状況の下、効率的・効果的な地域経営を行っていくためには、市民参画と市民協働がさらに必要となります。

本市は、これまで6次にわたる行財政改革大綱を策定し、組織の簡素合理化、事務・事業の見直し、財政の健全化に取り組み、一定の成果をあげてきました。今後さらに、様々な行政課題への対応が求められる一方で、地方財政を取り巻く環境はますます厳しい状況になっていくと予測されることから、組織の合理化に努め、最少の経費で最大の効果をあげていく必要があります。

そのため本市では、水俣市第7次行財政改革大綱に基づき、「機能する組織づくり」、「行政力の強化」、「財政力の向上」の3つの基本方針で取り組んでいきます。

【機能する組織づくり】については、職員数の適正管理により職員数の削減を進める一方で、権限移譲による業務量の増加、ますます高度化・複雑化する社会情勢の中で分権型社会の進展に対応するとともに、住民福祉の増進を図るため機能的な組織を構築します。また、個々の職員の意識改革を進め、高い志と意欲、柔軟な発想、職務に関する専門的知識を持ち、目の前の課題に的確に対応することのできる職員を育成します。さらに、互いを認め尊重し合い、働き方改革による職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図りながら、業務遂行に関しては厳しく切磋琢磨していく組織風土を築きます。

【行政力の強化】については、「第6次水俣市総合計画」における、本市の目指す将来像「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の実現に向け選択と集中を進め、特色ある地域経営を行うため、様々な地域課題の解決に取り組みます。また、民間活力の有効活用により効果的な地域経営を推進するとともに、行政評価の実施の実施により、各施策・事務事業の効果検証を行い、結果を改善と改革に反映します。

【財政力の向上】限られた財源の中で必要な公共サービスを安定的に提供していくために、「歳出の最適化」に取り組みます。また、市民にわかりやすい手法による財政情報の公開を進めるとともに、中期的展望に立った財政見通しを提示し「財政運営の透明化」を図り、市税等の納付機会の充実等による収納率の向上、使用料・手数料の見直し、広告収入や未利用公有財産等の有効活用を進め財源確保に取り組むとともに事業実施にあたっては国・県支出金等を最大限活用し、自主財源の確保に努めます。特別会計、公営企業等の経営についても事業の効率化及び健全経営に努め、事業の経済性を高めていきます。

(2) 主要公共施設等の整備状況

市道については、道路改良率が21.2%（令和2年度末）と低いため、今後も計画的に改良計画を進めていく必要があります。

上水道については、十分な量を安定供給していますが、施設の老朽化が進み配水管等の施設の改良事業を計画的に実施する必要があります。

また、水洗化率は81.9%（令和2年度末）で、生活排水の適正処理が進んでいることがうかがえます。

病床数は全国的に見ても多い地域ですが、医師の偏在、民間医療機関の閉院等により今後の見通しに不安がある診療科も出てきています。また、少子高齢化による医療ニーズの変化やそれに対応する人材を含む医療資源の不足なども課題となっています。

今後は、これまで以上に他の医療機関との適切な役割分担、連携を進めながら、地域医療全体の充実及び維持継続に向けた取組を図る必要があります。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 17 年度 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 13,398,418 | 15,596,980 | 15,677,027 | 16,216,018 | 20,952,558 |
| 一般財源 | 8,058,755 | 9,191,214 | 8,702,485 | 8,703,463 | 8,949,439 |
| 国庫支出金 | 1,613,175 | 2,424,260 | 2,524,562 | 2,291,924 | 5,523,583 |
| 都道府県支出金 | 905,771 | 1,420,678 | 1,379,427 | 1,330,494 | 1,627,935 |
| 地方債 | 1,258,100 | 1,164,330 | 1,689,379 | 2,083,813 | 3,209,176 |
| うち過疎債 | 165,000 | 178,400 | 462,200 | 1,008,400 | 1,045,600 |
| その他 | 1,562,617 | 1,396,498 | 1,381,174 | 1,806,324 | 1,642,425 |
| 歳出総額 B | 12,671,885 | 14,855,044 | 14,925,511 | 15,941,865 | 20,479,637 |
| 義務的経費 | 6,958,960 | 6,422,944 | 6,776,943 | 7,551,976 | 7,754,264 |
| 投資的経費 | 1,049,785 | 1,952,929 | 2,281,520 | 2,472,719 | 4,174,282 |
| うち普通建設事業 | 800,385 | 1,933,664 | 1,949,447 | 2,051,580 | 2,318,379 |
| その他 | 4,663,140 | 4,545,507 | 5,867,048 | 5,917,170 | 8,551,091 |
| 過疎対策事業費 | 622,086 | 578,218 | 725,159 | 1,963,118 | 2,270,057 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 726,533 | 741,936 | 751,516 | 274,153 | 472,921 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 42,759 | 221,734 | 393,855 | 43,644 | 157,939 |
| 実質収支 C - D | 683,774 | 520,202 | 357,661 | 230,509 | 314,982 |
| 財政力指数 | 0.36 | 0.36 | 0.35 | 0.38 | 0.39 |
| 公債費負担比率 | 15.8 | 12.0 | 12.5 | 14.9 | 15.0 |
| 実質公債費比率 | 17.7 | 15.4 | 13.0 | 11.0 | 10.7 |
| 起債制限比率 | 11.2 | - | - | - | - |
| 経常収支比率 | 98.0 | 84.0 | 93.0 | 101.7 | 96.7 |
| 将来負担比率 | - | 71.4 | 36.8 | 51.9 | 51.3 |
| 地方債現在高 | 13,507,515 | 12,251,711 | 14,254,898 | 15,535,678 | 17,181,963 |

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和 45 年度末 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和 2 年度末 |
|---------------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 市 町 村 道 | | | | | | |
| 改 良 率 (%) | 11.9 | 12.5 | 13.8 | 16.2 | 18.4 | 21.2 |
| 舗 装 率 (%) | 30.6 | 68.0 | 80.8 | 81.8 | 81.6 | 82.7 |
| 農 道 | | | | | | |
| 延 長 (m) | — | — | — | — | 42,314 | 47,882 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | 32.0 | 24.3 | 30.3 | 34.3 | — | — |
| 林 道 | | | | | | |
| 延 長 (m) | — | — | — | — | 36,332 | 36,322 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | 23.4 | 39 | 28.7 | 34 | — | — |
| 水 道 普 及 率 (%) | 89.0 | 90.8 | 89.8 | 91.3 | 85.7 | 90.7 |
| 水 洗 化 率 (%) | — | — | 22.7 | 52.7 | 74.4 | 81.9 |
| 人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床) | 37.3 | 38.7 | 43.6 | 48.5 | 50.6 | 49.6 |

4 地域の持続的発展の基本方針

本市は、明治 41（1908）年 8 月にチッソ株式会社（現 JNC 株式会社）の前身である、日本窒素肥料株式会社が設立されたことにより、従来の農漁村集落から工業都市へ発展してきました。

しかし、その発展の中で、水俣病という環境汚染による健康被害と自然生態系の破壊、さらには地域社会の崩壊を経験した、日本の近代化社会の縮図とも言えるまぢです。

平成 2（1990）年の水俣湾公害防止事業の完了による水俣湾の環境復元を契機に、平成 7（1995）年 12 月には、水俣病に関する問題について、水俣病被害者の苦渋の選択により、一応の解決を見出し、市民の総意を傾け、環境の再生、復元に取り組んできたところです。

今後も、水俣市総合計画に基づき、水俣病の歴史と教訓を次世代に受け継ぎながら、SDGs 未来都市として、市民の暮らしと地域を支える経済の活性化、その担い手となる人材育成により、社会全体が好循環する仕組みづくりをより強力に進めていきます。

また、令和 7（2025）年 3 月に策定した「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第 3 期水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地域に関わる一人一人

が地域の担い手として自ら積極的に参画し、地域資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展につなげていくことが必要であるとしています。このため、多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進めていきます。

なお、新しい時代の流れを力にするため、S o c i e t y 5 . 0 の実現に向けたデジタル技術等の活用やS D G s の考えに基づいた地方創生を推進します。

5 地域の持続的発展のための基本目標

本計画は、「水俣市総合計画」及び「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と進むべき方向性が同様であることから、これらの計画で示された将来人口（まち・ひと・しごと創生水俣市人口ビジョン）を本計画の目標として、以下のとおり設定します。

（目標指標）

| 指標 | 基準値 (令和2年国勢調査) | 目標値 令和12(2030)年度 |
|----|-------------------|---------------------|
| 人口 | 23,577人 | 19,933人 |

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価は、中間評価を令和10(2028)年度に、最終評価を令和12(2030)年度に実施し、評価結果は市ホームページ等で公表します。

7 計画期間

「水俣市過疎地域持続的発展計画」の計画期間は、令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までの5年間とします。

8 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析をするとともに、それらを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として「水俣市公共施設等総合管理計画」（平成29年3月策定・令和6年3月一部改訂）と整合性を図りつつ、次のとおり公共施設等の維持管理方針を設定し、各種事業を進めていきます。

なお、水俣市公共施設等総合管理計画の改定等を行った場合は、改定後等の方針に

沿うものとしてします。

(1) 点検・診断等の実施方針

- ① 建物を安全で快適な状態ですべていくために総合的な管理運営や定期的な保守・点検を行います。
- ② 個々の施設の保全計画を作成する中で、建物の劣化診断を実施し、維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策に活用していきます。
- ③ 耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。経年的な施設の状況を把握するため、定期的に診断を行い、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ① 維持管理については、故障や不具合が発生してから修繕を行う「事後保全」ではなく、計画的にメンテナンスを行う「予防保全」の取組を進めます。これにより、施設や設備を長期にわたり良好な状態で維持し、改修コストの平準化を図り、トータルコストを縮減します。
- ② 更新・改修については、「(6) 統合や廃止の推進方針」と整合性を図り実施します。

(3) 安全確保の実施方針

- ① 危険性が認められた施設については、安全確保の改修を実施します。
- ② 点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

(4) 耐震化の実施方針

- ① 公共施設は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であると共に、震災時にも行政サービスを継続的に提供することが必要です。「水俣市建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断、耐震改修を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

- ① 建物の劣化状況や今後の維持・修繕コスト等を把握し、計画的な予防保全に努めるとともに、耐用年数を超え、できるだけ長期間、良好な状態で利用できるよう施設の長寿命化に取り組みます。
- ② 大規模改修工事を実施した場合、建替え周期を60年とし、躯体の健全性の詳細調査を随時実施して、可能な建物は、80年までの長期使用を検討します。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ① 老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設については、市民に状況を十分に説明した上で、廃止・除却を行います。また類似、重複した機能を有する施設を更新する場合には、施設の集約化や機能統合等を検討します。
- ② 市民ニーズや社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、可能な限り用途転用することで、既存施設の更新費の抑制を図ります。
また、有償での売却や貸付けを行うなど、有効に活用します。

(7) インフラ系公共施設の維持管理方針

- ① 道路、橋りょう、上水道、下水道といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等を踏まえ、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。
- ② 維持管理方針、管理水準については、施設の状況、財政状況等に応じ、適宜見直しを行います。
- ③ 定期的な点検により劣化状況等の把握を行い、点検で収集したデータについては蓄積し管理します。
- ④ 点検結果に基づいた中長期の更新・修繕計画を策定します。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ① 年齢、性別、障害の有無等に関係なく、誰もが安全、安心で、快適に利用できる公共施設等を整備するため、各施設の改修や更新の際、可能な限りユニバーサルデザインの取り入れに努めます。

(9) 脱炭素化の推進方針

- ① 脱炭素社会実現のため、水俣市地球温暖化対策推進実行計画に基づき太陽光発電設備等の設置などによる再生可能エネルギーの導入や、LED照明灯等の省エネ性能に優れた機器導入による消費エネルギーの省力化、高断熱ガラス、二重サッシ等の導入による効率化など、公共建築物における脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

(10) 国等が管理する施設との連携

- ① 国、熊本県、広域行政事務組合、近隣市町村等（以下「国等」と略します。）が管理する公共施設等と本市の公共施設等が、機能や運用の面で競合する場合、施設の集約化、運用の合理化が可能か検討を行います。また、各施設が相互に連携することで、機能強化が図られる場合は、連携の強化を行っていきます。
- ② 国等が本市内又は近隣地に各公共施設等を整備する際は、これと連携するこ

とにより、本市も効率的、効果的な公共施設等の整備を行うことができないか、また、既存施設等の機能強化ができないかを検討します。

- ③ 本市が各公共施設等を整備する際は、国等に関係施設の整備を打診する等、効果的な事業展開に係る工夫を図ります。

(11) PPP／PFIの検討

- ① 各施設の更新、改修、その他運営効率化を進められると判断される機会には、民間の技術、資金等の活用が有効な場合もあることから、本市の公共施設等としての目的、役割を精査した上で、PPP（官民連携事業）／PFI（民間資金等活用事業）も選択肢の1つとして検討を試みます。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

平成 23（2011）年 3 月に九州新幹線が全線開業し、平成 31（2019）年 3 月には南九州西回り自動車道水俣インターチェンジが開通するなど交通アクセスは向上しましたが、本市は、昭和 31（1956）年に 5 万人を超えていた人口が今ではその半数を下回る 2 万 3 千人まで減少しています。

過疎化が進む本市においては、若者が地元就職し定住できることと同時に U J I ターンにより定住してもらい、少しでも過疎化に歯止めをかけることが命題となっています。

本市は、不知火海に面し、三方を緑あふれる山々に囲まれ、源流から河口まで一つの市域を流れる水俣川を有するまちであり、小規模ながらも自然に恵まれた地域となっています。

また、環境に配慮し、自然とともに暮らすライフスタイルの構築を目指した、市民の様々な取組は、水俣独自の生活文化であり、地域資源の重要な柱です。

今後は水俣を訪れる人々が水俣の恵まれた自然や生活文化に触れ、心と体を癒し、地域資源の再発見と人々の交流を促進できるシステムづくりに努め、交流による新たな産業や文化の創造を図り、また交流する人々の定着化を図る必要があります。

さらに、本市においては、姉妹都市オーストラリア・デボンポート市や台湾との国際的な人的交流、教育文化交流などを推進しており、今後も、水俣病の歴史と教訓を次世代に引き継ぐとともに、市内外へ発信し、環境学習や環境産業などを通じ、水俣独自の国際協力、国際貢献を推進していく必要があります。

2 その対策

- ア) 空き家バンク制度を活用し、空き家の有効活用の促進、移住希望者の住居の確保に寄与します。
- イ) 地域おこし協力隊や集落支援員などの制度を活用し、定住促進を図ります。
- ウ) 首都圏等で開催される移住相談会等に参加し、U J I ターンにつなげます。
- エ) 移住直後の生活支援策の充実に努めます。
- オ) 都市生活者が農業や水俣市独自の生活文化を体験できる、交流システムの整備に努めます。
- カ) 都市と農山村の交流拠点の整備、充実に努めます。
- キ) 水俣への訪問者の定着を支援するため、住宅や仕事、福祉、教育などの情報提供に努めます。

ク) 青少年の国際交流事業の推進や、水俣国際交流協会などが行う民間レベルでの国際交流を支援します。

ケ) 環境モデル都市やSDGs未来都市への取組を観光資源として、環境や水俣病を学ぶ環境学習と、水俣のフィールドを活用したツーリズムに取り組みます。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 移住・定住 | <p>移住定住推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>移住定住の促進（補助金の交付等）</p> <p>空き家バンク制度による空き家の有効活用の推進</p> <p>地域おこし協力隊・集落支援員制度の活用</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>補助金の交付や空き家の有効活用により移住者数の増加、地域おこし協力隊等の制度を活用することにより後継者の確保や起業促進が見込まれる</p> | 水俣市 | |

第3章 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

令和2（2020）年農林業センサスにおいて、本市の販売農家は305戸、従事者数は693人で、5年前と比較して84戸減少、従事者数は92人増加しています。

農地の基盤整備は、近隣市町村と比較すると低い水準にあり、また、農業従事者の高齢化、新規参入者の減少により、担い手不足や耕作放棄地の増加が懸念されています。

施設等においても国県等の補助事業を活用し整備を行ってきましたが、老朽化が進んでおり、更新費用が大きな課題となっています。

既存農家の更なる所得増を図るため、農地基盤の整備や生産コストの削減、農作業の機械化等による省力化を推し進め、新たな農業参入者の受け入れ、担い手の育成などの人材確保も力を入れる必要があります。

現在、甘夏や不知火（デコポン）を中心とした果樹、サラダたまねぎ、茶については、生産者や関係団体等の努力により、「みなまたブランド」といえる作物ですが、それ以外の作物についてもブランド化を目指す必要があります。

(2) 林業

本市の林野は、令和5（2023）年度において、市の総面積16,329haのうち、12,055ha（73.8%）であり、民有林10,300haのうち人工林については8,837ha（人工林率85.8%）となっています。

また、人工林のほとんどが戦後の造林拡大期に植林されたものであり、10齢級（46年生）以上の主伐期（収穫適齢期）を迎えている森林の割合が大半を占めている状況です。また、近年における再生可能エネルギーの普及に伴い、森林の伐採が加速している状況です。

林業経営については、主に4林業経営体が経営していますが、大部分が次世代経営者に切り替わり、林業従事者数も高齢化から若、高年層へ移行し、少なからずとも経営形態を維持している状況であります。令和3（2021）年のウッドショックに伴う一時的な木材価格の急騰があったものの、依然として木材価格の低迷や著しい変動等が、林業経営に大きな影響を与えていますが、それ以上に、森林所有者の森林への関心が薄れ、所有者不明や高齢化により適時の伐採、造林、保育等の適切な森林管理が行えず、水源涵養や土砂流出防止など森林の公益的機能の低下が懸念されています。

このようなことから、林業の再生のために、森林を育てる林業従事者を確保してい

くことはもちろん、森林管理を所有者だけでなく、林業経営体や自治体が一体となり、無秩序な森林の伐採や開発を抑制し、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要です。

(3) 水産業

本市の水産業は、令和5（2023）年漁業センサスによると44経営体となっており、5年前と比較して、21経営体の減少となっています。

水俣病の発生や仕切り網設置による漁場の縮小により、致命的な打撃を受けましたが、水俣湾の水銀ヘドロ^{しゅんせつ}浚渫、埋立工事の完了、汚染魚の集中捕獲により、平成9（1997）年に仕切り網も撤去され、水俣湾内での漁が再開されました。

しかし、漁業経営においては小規模な経営体が多く、また、漁業従事者の高齢化及び後継者不足、漁獲量の減少や魚価の低迷とそれに伴う収入の減少など様々な課題が生じています。

今後は、不知火海を漁場とする地域との広域的な連携のもと、水産資源の保護、育成と資源の増殖を図るため、栽培漁業による漁場の管理体制の整備及び資源管理型漁業の推進による管理体制の強化に取り組む必要があります。また、漁業経営の安定を図るため、現在取り組んでいる牡蠣の養殖や海藻類等の増殖のための藻場造成及びウニ類による食害を防止するための駆除の取組を引き続き推進するとともに、未利用魚等活用のための水産加工所の整備・運用、流通機能の強化についても取り組む必要があります。

また、水俣川をはじめとした本市の河川についても、河川の環境保全や、鮎、うなぎなどの稚魚の放流に継続して取り組み、川資源の増大を図る必要があります。

(4) 商工業

令和3（2021）年経済センサス活動調査によると、水俣市内の小売業は事業所数207店舗、従業員数1,164人、年間商品販売額、217.8億円となっており、平成28（2016）年の同調査では事業所数235店舗、従業員数1,528人、年間商品販売額、258.9億円と比較すると、令和2（2020）年1月頃から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症等の影響等もあり、縮小傾向にあります。

併せて、近隣市町へのロードサイド型大型店の進出、買物のレジャー化による消費者ニーズの多様化、経営者の高齢化等様々な要因により廃業する商店が増加し、それに伴い空き店舗が増加するなど、本市の商店街は非常に厳しい状況となっています。

商業の中心を担う商店街については、季節ごとの祭りなどのほか、各商店会において独自にイベントを開催したり、個店それぞれが連携して「まちゼミ」を開催するなどして、集客につなげるイベント等を展開しながら、地域内の商店街での買物を奨励

したり、ポイントサービスを運用するなど、地域の商店街の活性化に努めています。

しかしながら高齢化や担い手不足による店舗減少により、従来からの地域に根付いた商業機能が低下しつつあることから、個店それぞれが持つ商品・技術の喪失を防ぐための事業承継の支援や空き店舗等活用による新規創業の促進等により、商店街の魅力向上及び賑わい創出に向けた取組が必要です。

また、「南九州西回り自動車道（仮称）袋インター」開通を見据え、今後増加が見込まれる域内を通行する車両を市街地に引き込むための賑わい創出策として、空き店舗等を利用して新たな事業を行う際に利用できる補助金制度を緊急支援策として策定しましたが、今後も引き続き中心市街地の活性化を図るための施策を推進していくことが必要です。

地域経済を活性化するには、地場企業が持つ力を強化することが必要不可欠であるため、令和3年4月に開設した「水俣市企業支援センター」を中心に地場企業の様々な相談に対応するとともに、個々のニーズに合致した事業拡大や販路拡大、新事業展開の支援を行い、積極的に市外から外貨を獲得する企業づくりを推進することが必要です。

また、雇用の増加や多様な就労を可能にするには、市外からの企業誘致も必要であるため、今後も新たな産業団地造成等を含めて産業の創出を図っていく必要があります。

(5) 観光及びレクリエーション

本市には、令和7（2025）年に開湯100周年を迎えた豊かで穏やかな不知火海を望む「湯の児温泉」と、山あいの湯治場として情緒あふれる「湯の鶴温泉」があり、古くから良質の湯治場として栄えてきました。

平成31（2019）年3月に南九州西回り自動車道水俣インターチェンジが供用開始されたことを機に、都市部から新たな人の流れをつくり出すため、県や観光振興団体等と連携した誘客イベントや本市出身の漫画家・イラストレーターである江口寿史氏と連携したスタンプラリーなどを実施し、令和元（2019）年度には57万人を超える観光客が訪れました。

しかし、新型コロナウイルス感染症などの影響から、宿泊客・日帰り客とも大幅な減少となり、その後、様々な施策を講じたことで徐々に回復しつつあるものの、依然として観光業は厳しい状況にあります。今後も市内の観光事業者や観光振興団体等と連携した持続可能な観光地域づくりに取り組む必要があります。

このような中、湯の児温泉においては、海水浴場や海の幸などに加えて、SUP（スタンドアップパドルボード）やカヌーなどのマリンアクティビティを一元的に体験できる施設として、令和6（2024）年7月にNPO法人が運営する「渚の交番HIMETATSU」がオープンし、今まで以上に水俣の海の魅力を体感できるようになりま

した。本市としても観光振興が期待できるこの取組に対して継続的な協力・支援 しています。

また、湯の鶴温泉においては、トレッキングやサイクリングなど山あいの深緑豊かな自然を満喫できるアクティビティを推進しており、令和2（2020）年7月豪雨の影響で通行に支障をきたしていた湯出七滝遊歩道の応急復旧や市有施設へのサイクルスタンドの設置などを行いました。

しかし、湯の児温泉・湯の鶴温泉とも、それぞれの宿泊、飲食、小売店等の事業者が連携した観光客誘致だけでなく、抜本的な景観整備をはじめ、施設設備の老朽化対策と後継者問題等への支援を行う必要があります。

市街地においては、水俣広域公園（エコパーク水俣）を広域交流拠点と位置付け、リニューアルした「道の駅みなまた」への集客を図りつつ、市内のおすすめスポットや温泉街の観光情報を積極的に発信しています。

さらに市内には、日本一長い運動場や徳富蘇峰・蘆花の生家、蘇峰記念館などのスポーツ・文化振興施設や、はぜのき館、久木野ふるさとセンター愛林館など地域産業の振興や地域間交流を進める施設、中尾山公園をはじめとする眺望・景観に優れた公園施設などがありますが、今後は回遊性のある散策ルートとその条件等を検討し、教育旅行やインバウンド等の誘致につなげる必要があります。

（6） 港湾

昭和35（1960）年に重要港湾の指定を受けた水俣港は、不知火海域における海上交通ルートの重要な拠点として、また、金属機械工業品や化学工業品、林産品を取り扱う国際貿易港としての重要な役割を果たしてきました。

水俣港における貨物の取扱いは、外貿、内貿ともに減少傾向にあり、平成26（2014）年度の取扱貨物量は10年前の約半数となっています。

また、不知火海域における航路として、本市と旧本渡市、旧御所浦町を結ぶフェリー航路と旧牛深市行き的高速旅客船がありましたが、利用客の減少により順次廃止になり、現在は鹿児島県長島町獅子島行き旅客船を残すのみとなっています。

このような中、水俣港は、平成12（2000）年4月に重要港湾から地方港湾へと港格が変更され、さらに、特定地域振興重要港湾に選定されたことを受け、ゆとりや潤いのある地域づくり、地域文化や産業の育成に貢献するような、地域の特性を生かした、個性と魅力ある「みなとづくり」の取組がはじめられたところです。

水俣港の港湾施設については、平成2（1990）年に水俣湾公害防止事業が完了し、58.2haの埋立地が誕生したことに伴い、みどり埠頭、百間埠頭が整備され、さらに、環境と健康をテーマとした水俣湾埋立地整備計画のうち、海、山、里のゾーンの整備が完了しています。

今後は、水俣港が特定地域振興重要港湾として、水俣芦北地域の産業振興の支援や

地域住民の利便性を確保できるよう、港湾としての物流及び人流機能の充実を図る必要があります。

2 その対策

(1) 農業

- ア) 農地の基盤整備、農道整備、生産施設・共同利用機械の導入などを進め、収益性や作業効率の向上により農家所得の向上を図ります。
- イ) 本市の基幹作物となっている果樹、サラダたまねぎ、茶を面積・生産量の拡大とともに品質向上に努め、その他の作物の新たな基幹作物化を図ります。
- ウ) 安心・安全な農林水産物づくりと地域内流通（地産地消）促進により、直売所や農産加工所の活性化を図るとともに、持続可能な安定的経営を目指すため、特徴ある付加価値やイメージアップ戦略等によって、売れる商品づくりを進めます。
- エ) 農村集落の持続的な活動の維持・環境保全を図るため、集落営農組織等の体制整備や、集落営農の拠点となる施設の改修、くまもと県南フードバレー構想の推進を通じて、異業種等の交流促進を図ることで、6次産業化に向けた組織づくりを含め、新たな商品・新たな産業づくりにより雇用の創出と、活力ある地域づくりを目指します。
- オ) 農家後継者はもとより、他業種からの新規参入者への支援体制等を整備するとともに、新たな担い手の確保・育成に努めます。
- カ) 援農ボランティアによる農業体験、農地バンクや市民農園の開放による農業経営者の誘致に努めます。
- キ) 中山間地域直接支払制度等を活用した耕作放棄地の発生防止、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の賃貸借等の推進などに取り組み、農業生産活動の維持と水源涵養等の多面的機能の確保を図ります。

(2) 林業

- ア) 森林の適正な管理に必要な林道や森林作業道など林業基盤について、計画的な整備強化に努めます。
- イ) 効率的な森林施業の実施を図り、一定の地域内で複数の施業地を取りまとめて計画的・集約的な施業（集約化施業）を推進するため、皆伐～再造林～保育といった一環施業を実施することにより林業生産性の向上を図り、林業所得の向上に努めます。

また、計画的・集約的な施業（集約化施業）のなかで、健全な森林を育成するため、森林経営管理計画を策定し、間伐や除伐を積極的に推進します。

- ウ) 経営・管理が行われていない人工林については、森林経営管理制度を活用し森林所有者の意向を踏まえた森林経営計画を策定、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を行わせるなど適切な森林管理を推進します。
- エ) 林業経営の安定性を確保するため、「はぜ」や「たけのこ」など、特用林産物の増産や新たな林産物の開発、研究に取り組みます。
- オ) 「はぜ」の振興及び地域の活性化を図るため、「はぜのき館」による、「はぜ」の資料展示・研修などを行います。
- カ) 林業従事者の増加を図るため、森林組合の組織強化や農林業公社の設立運営など、林業への就労環境整備について、研究や検討を進めます。
- キ) 林業及び木材の振興並びに定住促進を目的として、市産材を利用した住宅の建築を促進します。

(3) 水産業

- ア) 水俣湾における産卵、稚魚の育成に必要な環境条件の改善を図るため、魚礁や藻礁の設置及び維持管理と漁場、藻場の保全に努めます。
- イ) 市内の各漁港については、周囲の環境と調和を図りながら、計画的に防波堤や関連施設の整備を進めます。
- ウ) 水産資源の増殖と安定した漁獲量を確保するため、稚魚の中間育成と放流などの栽培漁業及び資源管理型漁業の推進に積極的に取り組みます。
- エ) 漁業者の経営安定を図るため、牡蠣や海藻類等の養殖を引き続き推進します。
- オ) 遊漁船での太刀魚釣りや釣り棧橋「湯の児フィッシングパーク」の運営など、観光客や家族向けの観光漁業の推進を図ります。
- カ) 漁業体験や研修会、講習会の開催、漁業協同組合の組織強化、地域住民や周辺漁業関係者との連絡、連携体制を強化し、漁業後継者の確保と育成、流通機構の強化を図ります。
- キ) 内水面漁業の充実を図るため、鮎などの放流の推進、生息環境の改善、河川環境や森林環境の保全に努めます。
- ク) 海藻や貝類の生育を図るため、また、栽培漁業の効果を高めるため、生態系に配慮した護岸や藻場、干潟等の整備に努めます。

(4) 商工業

- ア) 商店街における新たな商業集積やコミュニティ機能の創造など、大きく変化を続ける社会情勢に対応し、将来にわたり持続可能な商店街のあり方について

商店街や市民とともに検討を進めます。

- イ) 独自の創意工夫による魅力あるイベントの開催や、地域資源を生かしたものづくりや人づくりに積極的に取り組む商店会や事業者、団体への支援を通して、商業や商店街の活性化を図ります。
- ウ) 空き地や空き店舗を活用した新事業創出を図り地域のにぎわい向上に努めます。
- エ) 「水俣市総合計画」に基づき、地場企業の経営力強化、企業間連携、人材育成等を支援するとともに、企業誘致に係る取組や創業しやすい環境づくりを促進し、雇用の創出や新事業の創出を通じて産業の振興を図ります。
- オ) 地域産業の活性化を促進するため、水俣市企業支援センターにおいて、専門家とのコーディネート業務や他業種間のマッチング等による地場企業支援を行うほか、インキュベーション施設を運営し、スタートアップ企業や起業家の育成・支援を推進します。
- カ) 資源循環型社会経済システムの構築及び脱炭素社会の実現を目指し、エコタウン事業やSDGsの考え方に基づく取組を積極的に推進し、環境と経済、福祉が循環するSDGsビジネスの創出と育成に努めます。
- キ) 製造業をはじめ、情報サービス関連企業や先端研究を行うベンチャー企業等の誘致及び起業家の支援・育成に努めるとともに、遊休施設等の活用を検討・促進し、若者が働ける場の増加に努めます。
- ク) 水俣川河口臨海部の護岸整備と併せて新たな産業団地造成等を推進します。

(5) 観光及びレクリエーション

- ア) 湯の児温泉・湯の鶴温泉のそれぞれの宿泊、飲食、小売店等の事業者が連携した観光客誘致や観光振興団体等が行う地域の観光資源を活かした誘客イベント等について協力・支援を行います。
- イ) 宿泊施設等が行う施設・設備の更新や後継者対策等の受入環境整備についてハード・ソフトの両面から支援します。
- ウ) 水俣芦北地域や熊本県南 15 市町村等による広域観光の推進や、生活圏である鹿児島県出水市との連携を強化し、新たな誘客施策を創造します。
- エ) 観光入込客数の増加を図るため、緑茶や和紅茶、サラダたまねぎ、柑橘類等のPRを積極的に行い、経済の活性化を図ります。
- オ) 水俣広域公園（エコパーク水俣）を広域交流拠点として位置付け、道の駅みなまたの充実や公園施設の整備によって更なる交流人口の増加を目指します。
- カ) 水俣広域公園（エコパーク水俣）のスポーツ施設等を活用したスポーツ大会の誘致も推進していきます。
- キ) 眺望・景観が良好な観光資源である公園や観光地周辺の便益施設、レクリエ

ーション施設等の維持管理や定期的な補修・更新により、観光資源整備及び来訪者の利便性向上を図ります。

(6) 港湾

ア) 特定地域振興重要港湾として、エコタウン事業による環境関連産業など、地域産業の振興を担う港湾としての機能の充実を図ります。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------|----------------------------------------------------------|------------|--------|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 | | | |
| | 農業 | 経営体育成交付金事業 集落営農施設・機械整備費（補助金） | 集落営農組織 | |
| | | いすい 芦水地区中山間地域総合整備事業 農業競争力強化基盤整備事業 中山間地域における区画整理 | 熊本県 | 水俣市負担金 |
| | | 市町村営農業施設等整備事業 農業用施設の整備 | 水俣市 | |
| | 林業 | 市町村営林道開設事業 森林管理道の開設 | 水俣市 | |
| | | 市町村営林点検診断・保全整備事業 | 水俣市 | |
| | 水産業 | 市産材利用促進事業 市産材を利用した住宅建築促進により、林業及び木材の振興並びに定住促進を図る | 水俣市 | |
| | | 水俣川河口臨海部振興事業 新たな藁場・干潟等の整備 | 水俣市 | |
| | (2) 漁港施設 | | | |
| | | 水産物供給基盤機能保全事業 漁港、漁場の整備 | 水俣市 | |
| | (3) 経営近代化施設 | | | |
| | 農業 | 地産地消推進事業 ビニールハウス等の農業施設整備に対する補助金 | 水俣市 | |
| | | 農業施設整備事業 玉葱等選果場能力拡大施設整備に対する補助金 | あしきた農業協同組合 | |

| | | | |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--|
| 林業 | 経営構造対策事業 フアーマーズマーケット等の施設整備に対する補助金 | 水俣市 | |
| | 林業・木材産業生産性強化対策事業 高性能林業機械整備に対する補助金等 | 水俣市 水俣市 森林組合 | |
| (4) 企業誘致 | | | |
| | 水俣川河口臨海部振興事業 新たな産業団地の造成 | 水俣市 | |
| | 企業誘致対策事業 企業誘致活動を行い、雇用の増加・経済の発展を図る | 水俣市 | |
| (6) 起業の促進 | | | |
| | 企業支援施設管理運営事業 施設の整備・改修 | 水俣市 | |
| (9) 観光又はレクリエーション | | | |
| | 水俣市観光振興計画の推進 市内一円観光施設等維持管理事業、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業、観光プロモーション強化事業、新水俣駅交流センター管理事業、湯の児・湯の鶴観光誘客事業、湯の児地区観光開発事業等 | 水俣市 | |
| | 道の駅みなまた整備事業 道の駅みなまたの整備事業、管理運営事業等 | 水俣市 | |
| | 地域商工業振興事業 賑わい創出のための施設整備 | 水俣市 | |
| | 公園整備事業 【事業内典】 後援施設、便益施設の整備・補修、桜並木再生事業 | 水俣市 | |
| (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 森林整備地域活動支援交付金事業 【事業内容】 森林経営計画作成や森林境界の明確化に必要な経費の助成 | 水俣市 | |

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--|
| <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>森林の多面的機能向上につながる</p> | | |
| <p>栽培漁業振興推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>ガザミ、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等の稚魚を放流し、水産資源の増大を図る（負担金）</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>漁業資源の回復につながる</p> | 水俣市・水俣市漁業協同組合 | |
| <p>水俣湾内漁業資源増殖振興事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>アワビ種苗等を放流し、水産資源の増大を図る（負担金）</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>漁業資源回復につながる</p> | 水俣市・水俣市漁業協同組合 | |
| <p>内水面漁場振興事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>稚鮎等を放流し、内水面の水産資源の増大を図る（委託）</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>漁業資源の回復につながる</p> | 水俣市 | |
| <p>担い手育成事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>市民農園整備費、新規参入者に対する支援体制の整備、集落営農推進費、伐採等担い手組織化支援等に関する補助金を交付し、農林業の担い手の育成を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>農林業の多様な担い手の育成・確保につながる</p> | 水俣市 | |
| <p>耕作放棄地対策事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>農業経営参入推進費、農地賃貸借・売買促進に向けたシステム整備、集団農地の確保等に関する補助金を交付し、耕作放棄地の有効活用に努める</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>農用地の維持保全、多面的機能の発揮につながる</p> | 水俣市 | |
| <p>中山間地域等直接支払交付金事業</p> <p>【事業内容】</p> | 水俣市 | |

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--|
| <p>中山間地域等で農業生産活動等を維持し取り組みを行う農業者等に対して交付する交付金</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>農用地の維持保全と多面的機能の発揮、集落機能の維持につながる</p> | | |
| <p>みなまた農産物ブランド推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>和紅茶や農産物のブランド化を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>農産物の更なる産地化、農業所得の向上につながる</p> | 水俣市 | |
| <p>恋路ブランド推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>水産物のブランド化を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>水俣の魚介類のPRや養殖技術の向上につながる</p> | 水俣市・ 水俣市漁業協同組合 | |
| <p>水俣花の名所再生事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>桜並木再生事業、花いっぱい運動、地域活動への支援。花壇植栽の促進や桜並木の保全等、花木類の維持普及を行うことで、観光資源となる景観の整備を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>観光資源でもあるチェリーライン等を適切に維持管理することにより豊かな自然環境及び美しい景観が保たれ、観光客の誘致につながる</p> | 水俣市 | |
| <p>商工会議所事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>水俣商工会議所事業費補助金を交付</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>地域事業者への経営指導等及び各種イベント等を通じた地域経済・地域コミュニティの活性化</p> | 水俣市 | |
| <p>商店街活性化支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>水俣市商店街等組織地域活性化支援事業、水俣市商店街リノベーション支援事業、共同利用施設整備</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>商店街や商店街等地域組織を中心とした地域経済・地</p> | 水俣市 | |

| | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| 域コミュニティの活性化 | | |
| 企業支援事業 【事業内容】 遊休施設等の活用 事業拡大や新事業展開、起業・創業等の支援を行う 【見込まれる事業効果】 新規事業の拡大や創出、起業家等の人材育成を通じた 地域経済の活性化及び雇用創出 | 水俣市 | |
| 企業誘致対策事業 【事業内容】 企業誘致活動を行い、雇用の増加・経済の発展を図る 【見込まれる事業効果】 企業誘致による雇用創出、経済活性化 | 水俣市 | |
| 水俣エコタウン推進事業 【事業内容】 みなまたエコタウン協議会補助金、エコタウン事業普及啓発等を行う 【見込まれる事業効果】 水俣地域ならではの環境関連産業の展開及び事業活動 におけるSDGsの普及促進 | 水俣市 | |
| 人材育成事業 【事業内容】 アドバイザー派遣制度を活用し、経営者に必要なノウハウなどを学習させ、商店街の発展を図る 【見込まれる事業効果】 地域事業所の経営継続や革新、商店街等の活性化 | 水俣市 | |
| エコパーク利活用事業 【事業内容】 エコパーク水俣バラ園等における各種イベントの開催 【見込まれる事業効果】 市内外からの観光客誘致に向けた各種イベント等により、イベント会場だけでなく近隣エリアへの観光消費の波及 | 水俣市 | |
| 広域観光連携 【事業内容】 広域観光連携事業、隣県連携等 | 水俣市 | |

| | | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| | <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>熊本県や近隣市町と広域エリアで連携することによるスケールメリットを生かした誘客促進</p> | | |
| | <p>高速交通網を活用した観光アクションプロジェクト</p> <p>【事業内容】</p> <p>関西、福岡への観光情報発信、旅行商品開発促進</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>九州新幹線や南九州西回り自動車道等の交通網を利用した福岡や関西圏からの観光客誘致</p> | 水俣市 | |
| (11) その他 | | | |
| | <p>集落拠点施設改修事業</p> <p>久木野ふるさとセンター等集落営農の拠点となる施設の改修</p> | 水俣市 | |
| | <p>はぜ振興施設改修事業</p> <p>はぜのき館の改修</p> | 水俣市 | |

4 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|-----------------------------|----------------------------|----|
| 水俣市全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業 | 令和8年4月1日から 令和12年3月31日まで | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2 その対策」及び「3 事業計画」のとおり

(iii) 他の市町村等との連携について

産業振興施策の実施については、熊本県、他市町、民間事業者と連携して施策を実施していきます。

5 公共施設等総合管理計画等との整合

水俣市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている基本方針に基づき整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

第4章 地域における情報化

1 現況と問題点

(1) 情報通信

現代社会における、情報需要の多様化とインターネットなどの電気通信と情報に関する技術の飛躍的な発達に伴い、情報の受発信及び処理を行う情報通信機器が行政や企業のみならず、家庭においても普及しています。

また、これら情報技術の活用は、停滞した経済状況にある産業界や地方分権の推進に伴う行財政改革の断行を求められている国や地方自治体にとって、産業構造の転換や新規雇用の増大、生活サービスの利便向上や行政運営のスリム化を図るうえで、積極的に取り組むべき社会変革の一つであると認識されています。

本市においても、行政運営の簡素化、迅速化及び効率化を進めるため、情報の共有化と市民への情報公開の推進や防災行政無線の整備、小中学校における児童生徒の情報通信教育、ホームページ開設による情報提供、地域間における情報格差の是正などに積極的に取り組んでいるところです。

今後も、市民の情報リテラシー向上を目指した啓発活動を行い、情報技術の利活用に関する理解を深めてもらえるような取組を進めることで、行政サービスの更なる効率化や質の向上につながるよう努めます。

2 その対策

(1) 情報通信

- ア) インターネットなどによる行政情報の総括的提供を行うとともに、市政への参加手法として情報ネットワークを活用します。
- イ) 保健、医療、福祉など各種行政分野での行政サービスのネットワーク化を促進し、自立した地域社会の形成のために、地域公共ネットワーク等の整備に取り組みます。
- ウ) 小中学校における児童生徒への情報通信教育に積極的に取り組めます。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|-----------------------------|----------------------------------------------|------|----|
| 3 地域における 情報化 | (1)電気通信施設 等情報化のため の施設 | | | |
| | その他の情報化 のための施設 | 観光防災 Wi-Fi 関連機器整備事業 公共施設等 Wi-Fi 機器整備等 | 水俣市 | |

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 道路

本市における道路網の基軸となる国道は、北九州市を起点として市内を南北に縦断し、鹿児島市に至る国道3号と、本市を起点として市内を東西に横断し、宮崎市に通じる国道268号があり、両道路は、県南を支える動脈として地域経済の発展に重要な役割を果たしています。

また、国道3号を補完する高規格道路として、南九州西回り自動車道が、八代JCTから水俣ICまで開通し、現在、水俣・出水間の建設工事が進められており、熊本県南部・鹿児島県北部地域への物流・観光交流の経済効果に、波及する期待が高まっていることから、当該道路の早期完成を目指す必要があります。

市内の主要な集落を結ぶ県道は8路線ありますが、各路線において拡幅や側溝等の改良を望まれる区間が残っており、特に、水俣芦北1市2町が連携し、地域の観光ルート、シーサイドロードとして整備を進める主要地方道水俣田浦線については、県と歩調を合わせながら事業促進を図っていく必要があります。

水俣市が管理する市道は、現在438路線、実延長340.744kmに及んでおり、改良率は21.2%と低い状況ではありますが、今後は、劣化した舗装の補修を中心に、快適な道路通行の空間の確保に努め、安全で、機能的に利用できる道路の維持管理を適切に実施していく必要があります。

市が有する橋りょうは207橋あり、そのほとんどが戦後の高度経済成長期に整備された橋りょうで、老朽化が進行している橋りょうについては、平成24(2012)年度から補修工事等を実施しており、今後も計画的に取り組む必要があります。

林道については、大型機械の搬入を容易にし、林業生産性の向上を図るとともに、市民生活における連絡道として利用されるなど、その果たす役割は大きなものがあります。今後も、森林の保育、除間伐を容易に行い、森林の適正な管理を図るため、必要に応じ、林道、森林作業道を整備する必要があります。

(2) 鉄道

平成23(2011)年3月に、九州新幹線が全線開業し、移動時間が大幅に短縮され、市民や近隣市町住民の通勤、観光やビジネスの重要な移動手段となっています。

また、並行在来線鹿児島本線八代・川内間については、新幹線開業時に合わせ、第三セクター鉄道会社として肥薩おれんじ鉄道が開業し、市民生活における通勤・通学などの生活路線として重要な役割を担っています。

しかしながら、肥薩おれんじ鉄道の経営は開業当初から赤字が続いており、沿線自治体で施設・設備の維持に係る費用を支援しております。また、九州新幹線と肥薩おれんじ鉄道の接続、新水俣駅からの交通アクセスについて、引き続き検討していく必要があるとともに、観光・経済振興への新たな活用を検討する必要があります。

(3) バス

市内を走る路線バスは、現在、2社が運行しており、通勤、通学、通院など、市民生活に身近で、重要な公共交通機関です。

しかし、近年は、自家用車の普及に伴い、バス利用者は減少傾向にあり、バス会社の経営は、年々厳しい状況ですが、市民生活における交通手段の確保と排気ガス抑制による環境負荷の軽減の観点から、既存路線の維持及び利便性向上を図るため、国及び県の補助制度を有効に活用し、平成15(2003)年1月から、コミュニティバス「みなくるバス」を順次導入しており、平成24年からは、交通空白地区への乗合タクシーを導入しています。

今後は令和6(2024)年度に策定した「水俣市地域公共交通計画」に基づき、バス路線の見直しや交通拠点における乗り継ぎの強化、乗合タクシーのデマンド化推進など、利便性と効率性の最適化を図っていく必要があります。

(4) 航路

本市における定期航路は、水俣港と幣串港を結ぶ航路のみとなっていますが、この航路の利用目的が本市への通院、買物等であり、住民の生活に深く結びついており、今後も各関係機関と連携し、航路の維持に対して支援していく必要があります。

2 その対策

(1) 道路

- ア) 南九州西回り自動車道の早期完成を目指し、近隣市町とともに事業促進のための取組の強化に努めます。
- イ) 道路の整備・改良については、高齢者や障がい者、子どもなど交通弱者の視点に立ち、利用者の安全性と快適性を追求しながら、利用頻度、車両の通行の状況などを勘案し、緊急性のある箇所から順次進めます。
- ウ) 道路施設については、点検の実施と適正な維持管理に努めます。特に、老朽化した橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を進めま

す。

- エ) 自転車を活用した観光商品を開発し、交流人口の増加へつなげるため自転車の安全な通行空間の整備を推進します。併せて、本市までの移動については、新幹線等の公共交通機関を案内し、市内移動は自転車や原付バイクのレンタル情報を周知します。
- オ) 農林業の生産性向上と農林地の高度利用を基本として、農道や林道の整備を推進します。

(2) 鉄道

- ア) 九州新幹線新水俣駅、肥薩おれんじ鉄道水俣駅から観光地等へのアクセス確保や、県や関係自治体と緊密な連携を取りながら利用促進を図ります。

(3) バス

- ア) 既存の民間バス路線については、国及び県の補助制度などを有効に活用しながら、バス利用の促進を図り、路線維持に努めます。
- イ) 将来の都市空間像を見据えた公共交通機関の接続、連絡など、公共交通機関の利便を向上させる方策とそれに係る行政の支援策について、調査、研究を進めます。
- ウ) 現行のコミュニティバス及び乗合タクシーについても、利便性と効率性の最適化を図るため、適宜見直しを行います。

(4) 航路

- ア) 他の公共交通機関との接続や連携について、調査、研究を進めます。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1)市町村道 | | | |
| | 道路 | 牧ノ内・大迫線道路改良事業 本工事 L=1,100m、W=7.0m | 水俣市 | |
| | | 袋インター線道路改良事業 本工事 L=630m、W=10.25m | 水俣市 | |
| | | 野川・袋線道路改良事業 本工事 L=800m、W=7.0m | 水俣市 | |
| | | 市町村道路代行事業 梅戸・明神町線 本工事 L=1,000m、W=10.75m 汐見町1号線 本工事 L=200m、W=10.75m | 熊本県 水俣市 | |
| | | 築地・丸島町線道路整備事業 本工事 L=1,180m、W=7.0m | 水俣市 | |
| | | 寒川線道路改良事業 本工事 L=300m | 水俣市 | |
| | | 八ノ窪・湯出線道路改良事業 本工事 L=200m | 水俣市 | |
| | | 市内一円市道道路整備事業 強化舗装、側溝改良、局部改良等 | 水俣市 | |
| | | 都市計画道路推進事業 測量設計等 | 熊本県 水俣市 | |
| | | サイクルツーリズム事業 自転車通行帯の整備等 | 水俣市 | |
| | | 橋りょう 橋りょう整備事業 橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕事業・橋梁点検 | 水俣市 | |
| | | | (9)過疎地域持続的発展特別事業 | |
| | 公共交通 | 並行在来線第三セクター鉄道事業 【事業内容】 並行在来線第三セクターの肥薩おれんじ鉄道の運行支援と利用促進を図る（補助金及び負担金） | 水俣市 | |

| | | | | |
|--|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| | | <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>沿線住民の通院・通学に係る移動手段を確保し、併せて利用促進を図ることにより、利用者数の増加が見込まれる</p> | | |
| | | <p>コミュニティバス等運行事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>コミュニティバスや路線バス、乗合タクシーの運行を支えるため、運行事業者に補助を行う（補助金）</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>コミュニティバスや路線バス、乗合タクシーの運行を支えることで、市民サービスを向上させる</p> | 水俣市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

【市道】

- ・「水俣市市道個別施設計画」に基づき、計画的に道路施設の管理を行います。
- ・構造物（舗装、道路付属物等）毎に、定期的に点検・診断を実施します。
- ・道路土工・構造物については、遠方目視点検を実施します。修繕を必要とする構造物については、近接目視点検を行い、修繕工法を選定します。
- ・施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。

【橋りょう】

- ・「水俣市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適切な管理を行うことで安全・安心な生活の確保を図ります。
- ・橋りょうの安全性を確実に保持するために、従来の損傷・劣化が大きくなってから対応する事後保全型から、傷みが軽度のうちから対策を実施する予防保全型へと移行することでライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・損傷が軽度のうちから計画的に修繕を行うことにより、大きな修繕や架け替えを減らしコスト縮減と橋りょうの長寿命化を図ります。

第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 水道施設

本市の上水道は、昭和12（1937）年の給水開始以来、常に清浄、豊富で安全な水を安く供給することを目的とし、市民生活に必要な生活用水、産業活動用水を安定的に供給してきました。

令和6（2024）年度末現在、年間配水量2,808,490トン、給水人口19,511人に供給していますが、施設の老朽化が進み、配水管等の施設の改良事業を計画的に実施する必要があります。

また、水俣川水系の水質悪化に対する監視、汚染防止対策を継続的に実施し、水質保全に努めるとともに、水源となる森林の保全に配慮する必要があります。

さらに、災害に対する対応として、施設の強化、耐震化等を図る必要があります。

簡易水道に関しては、簡易水道が市内に2箇所、専用水道が1箇所、飲料水供給施設が53箇所ありますが、全て地域の民営組合で運営されており、そのほとんどが小規模で古い施設のため、滅菌処理等の設備を有していない組合もあり、高齢化、過疎化のため施設維持も困難となりつつあり、安全な水を確保するため、施設の充実、水源の確保が必要な状況です。

(2) 公共下水道施設

本市の公共下水道事業は、昭和50（1975）年度に事業着手し、平成3（1991）年度末には一部供用開始を行い、計画的に整備を進め、令和6（2024）年度末には事業認可区域361haのうち358haを供用開始しています。

本市が抱える課題として、少子高齢化や人口減少に加えて、使用料が減少となる一方、下水道施設の老朽化による維持管理費の増大や過去の施設整備への投資による多額の起債元利償還金による経営の圧迫があり、これまで、住民ニーズを反映させた整備計画の策定や排水設備整備資金の斡旋、使用料金の改定や職員数の削減、高利率の起債の借換え、包括的民間委託の実施など経営の健全化に取り組んできたところです。

今後も、水環境の向上と安全で快適なまちづくりを目的として、さらに公共下水道が持つ機能を維持し続けるためには、全体計画や認可計画の見直しを行い、施設の早期整備、水洗化の促進、ストックマネジメント計画による管きょや処理場等の修繕や改築による延命化、経営基盤の強化に取り組んでいく必要があります。

一方、雨水事業について、本市市街地の低地盤にある地域では、降雨時に浸水被害が起るため、雨水排水施設の整備とこれに係る適切な維持管理は、市民の生命、財

産を守るために欠かせません。

今後も、近年の記録的な豪雨や短時間に降るゲリラ豪雨などの浸水対策を強化することが必要な状況となっています。

(3) 住宅

本市の住宅の状況について、住宅戸数は横ばいの傾向ですが、平坦地が少なく地価が高いため、宅地の供給が十分ではなく、近隣の市町に安価な宅地を求める動きがあります。

市営住宅については、現在 830 戸ありますが、入居を希望されている方は多く、依然として市営住宅に対する需要は大きいことから、良質な市営住宅のストック形成、住宅困窮者への居住安定確保等を実現するため、水俣市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の建替えや改修を進めるとともに、老朽化した住戸の用途廃止による除却等を計画的に進めていく必要があります。

(4) 都市計画

本市の都市計画は、昭和 9（1934）年の都市計画区域の指定に始まり、数度の見直しを経て、現在に至っています。

都市計画道路については、社会情勢の変化に伴い、計画の必要性を見直し、平成 25（2013）年度に計画の変更を行いました。変更後は、計画延長 22,940m、整備延長 7,470m（整備率 32.6%）となっています。

また、公園緑地については、子どもの遊び場や健康づくりの場といった従来の役割に加え、過密の発生を防ぐための空間的役割がある一方、過疎化により以前より維持管理等が困難になっていることから、民間活力を活用しながら管理を行い、県が設置した公園等も併せて柔軟に利用することで、多様化するニーズに対応していく必要があります。市では都市公園 7ヶ所、一般公園 6ヶ所及び地域公園や緑地等 30ヶ所を設置しており、水俣港湾埋立地においては、県が水俣広域公園を設置しています。

今後は、水俣市都市計画マスタープランに基づく将来の都市像を見据え、南九州西回り自動車道（水俣 I C以南）の更なる延伸や水俣川河口臨海部振興構想事業等の推進、社会情勢の変化等を都市計画に適切に反映していくとともに、誰もが安心して住み続けられるまちづくりに取り組む必要があります。

(5) 環境衛生

平成 5（2023）年 8 月から開始した本市の分別収集は、現在 23 種類の分別となっています。令和 6 年度の本市のごみ総排出量は、5,740 トン、うち可燃ごみ 3,631 トン

(構成比 63.3%)、生ごみ 772 トン (構成比 13.4%)、粗大不燃ごみ 366 トン (構成比 6.4%)、資源ごみ 970 トン (構成比 16.9%) であり、一日のごみ排出量は、15.9 トンとなり、一戸当たり年間 523kg、市民一人当たりでは年間 267kg となっています。平成 21 (2009) 年 11 月にゼロ・ウェイスト宣言を行い、循環型社会の構築のため、ごみ発生の抑制、リサイクルの推進を中心として、ごみ処理の広域処理などを行っており、し尿の処理については、民間企業によるし尿の堆肥化が行われています。

一方、資源化、事業系一般ごみの処理、最終処分場の延命化、ごみ処理コストの抑制など、対処すべき課題も数多く抱えています。

また、ごみの不法投棄については、いまだに続いており、その回収に対応していませんが、予防対策や監視パトロールが十分でない状況です。

市内 13 箇所の公衆トイレについては、定期的に清掃作業等を実施し、今後も衛生上の管理を行う必要があります。

さらに、水俣芦北広域火葬場は、平成 10 (1998) 年に開設され、施設や設備等の老朽化が進み、今後も安定した火葬業務を継続して行うため、施設の改修や設備の更新等が必要です。

(6) 防災

本市における消防体制は、常備消防として、水俣芦北広域行政事務組合消防本部及び水俣消防署 (職員数 48 人) と非常備消防として、水俣市消防団の 7 分団 24 部 (令和 7 年 4 月 1 日現在 390 人) が設置されています。

水俣芦北広域行政事務組合水俣消防署には、水槽付ポンプ自動車 1 台、消防ポンプ車 1 台、はしご車 1 台、化学消防車 1 台、救急車 2 台などの車両、機材が配備されており、消防団についても、24 部全てが機動化され、各部に消防ポンプ自動車などが配備されており、今後も計画的な更新が必要な状況です。

また、消防団格納庫や、その附帯施設等の整備についても、消防団からの要望を元に随時整備を行っていきます。

消防水利については、消火栓、防火水槽の設置を順次進めていく必要があります。

治山、治水対策としては、土石流危険溪流の堰堤整備や急傾斜地崩壊危険区域の整備などを順次進めていますが、今後は、地盤が低い、市街地や海岸地域での防災対策を推進する必要があります。

また、多くの犠牲を出した水俣豪雨災害 (平成 15 年 7 月) を教訓として、防災設備の充実を図るとともに、わかりやすい地域防災計画・マニュアルづくり、市民への情報伝達方法の見直しのほか、自主防災組織の活動の活性化のための取組等を進めなければなりません。

2 その対策

(1) 水道施設

- ア) 老朽施設の改良、配水管の布設替を行い、漏水対策に努め、有収率の向上等、効率的な施設運営を目指します。
- イ) 水資源の安全性と必要量を確保するため、監視活動の強化を行い、市民による水源涵養^{かん}の取組を支援します。
- ウ) 水の持つ位置エネルギーの有効活用や、水輸送エネルギーの低減化を目的とする省エネルギー機器の導入を図ります。
- エ) 上水道給水区域以外の民営水道組合については、各組合の状況等に応じて施設整備等の支援を行います。

(2) 公共下水道施設

- ア) 公共下水道事業の適切な計画の見直しを行い、効率的な施設整備等を実施します。
- イ) 各家庭、事業所における公共下水道への接続を促すため、事業に対する理解促進に取り組みます。
- ウ) 終末処理場、ポンプ場における機械等の設備類及び管きよについて、計画的な修繕、改築更新等を行い、施設の長寿命化を図ります。

(3) 住宅

- ア) 市営住宅の建替えについては、高齢者や障がい者向けの住宅の確保や自然環境との共生を考慮しながら、老朽化した住宅から順次、整備します。
- イ) 建替計画と並行して、既設団地の延命、居住性能の向上を目指した計画修繕を推進します。
- ウ) 用途廃止予定の団地については、順次、除却を進めていきます。

(4) 都市計画

- ア) 水俣市都市計画マスタープランに基づき、市民誰もが快適で安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- イ) 都市計画道路については、順次、路線の整備を進めます。
- ウ) 公園については、各種施設の適切な管理とともに、機能の維持・確保を図ります。また、市内公園・緑地の地域管理を推進します。

(5) 環境衛生

- ア) 施設・設備・車両等の計画的な修繕、更新等を行い、これらの長寿命化や安全性の維持に努めます。
- イ) ごみの不法投棄対策として、予防看板の設置等の対策を実施します。
- ウ) 市内公衆トイレについて、定期的な清掃作業を行い、衛生管理に努めます。
- エ) 火葬場の施設・設備等の計画的な修繕、更新等を行い、適正な運営管理に努めます。

(6) 防災

- ア) 消防施設、設備の更新にあたっては、消防ポンプ自動車や格納庫の計画的な配備と消火栓など消防水利等の整備に努めます。
- イ) 平成 15（2003）年 7 月に発生した水俣豪雨災害、令和 2（2020）年 7 月豪雨等の教訓を活かして作成した防災計画や災害別マニュアルが有効に活用可能となるよう職員を育成するとともに、自主防災組織活動活性化のためリーダー研修を推進します。
- ウ) 災害関連事業と急傾斜地の崩壊対策を計画的に進め、安心安全なまちづくりに努めます。
- エ) 湯の児海岸の高潮対策について円滑に推進し、湯の児地区の災害防備と景観保全に努めます。
- オ) 自然災害に備え、防災設備等の整備に努めます。

3 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 | | | |
| | 簡易水道 | 簡易水道事業 民営水道施設整備等 | 水俣市 | |
| | (2) 下水処理施設 | | | |
| | 公共下水道 | 公共下水道事業 終末処理場、ポンプ場及び管路施設の改築・耐震化等整備 浄化槽整備推進事業 【事業内容】 浄化槽の設置補助金を交付し、生活環境の改善と自然環境の保護を図る | 水俣市 水俣市 | |

| | | | |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--|
| (3) 廃棄物処理施設 | | | |
| ごみ処理施設 | ごみ処理施設等整備事業 ごみ処理施設整備、塵芥車、特殊車両等更新、ごみ処理施設・設備更新・修繕、最終処分場の電気及び洗車設備の整備 | 水俣市・水俣芦北広域行政事務組合 | |
| (4) 火葬場 | | | |
| | 火葬場施設等整備事業 水俣芦北広域火葬場 | 水俣市・水俣芦北広域行政事務組合 | |
| (5) 消防施設 | | | |
| | 消防防災施設・設備整備（防火水槽等） 防火水槽等の設置、消火栓設置（負担金）、防災行政無線等、災害用備蓄倉庫棟の整備 | 水俣市・水俣芦北広域行政事務組合 | |
| | 消防防災設備整備（消防車両） ポンプ付積載車、消防ポンプ車等整備（負担金） | 水俣市・水俣芦北広域行政事務組合 | |
| | 消防団拠点施設整備 格納庫建設等 | 水俣市 | |
| (6) 公営住宅 | | | |
| | 牧ノ内団地建替事業 解体工事、屋外整備工事、実施設計、エコモデル住宅推進工事等 | 水俣市 | |
| (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 生活 | アドプト推進事業 【事業内容】 【市内公園・緑地の地域住民による管理の推進】住民主体の公園等の管理を推進することで、住民の交流促進や地域活動の活性化を図る 【見込まれる事業効果】 住民が愛着を持って地元の公共施設を管理することで適切な管理が図られるとともに、費用的にも低廉に実施で | 水俣市 | |

| | | | | |
|--|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| | | きるなど、行政サービスのみでの対応が困難な中、民間 活力を活用した持続可能な施設管理体制が構築される | | |
| | 防災・防犯 | 防災備蓄用品等整備 【事業内容】 自然災害の発生時に備え、必要となる簡易トイレ等の防 災備蓄用品等の整備を図る 【見込まれる事業効果】 災害備蓄用品等の整備を図ることで、自然災害発生時の 市民の安心安全が確保できる。 | 水俣市 | |
| | (8)その他 | | | |
| | | 水俣駅前広場ふれあい館整備事業 水俣駅前広場ふれあい館改築 | 水俣市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

【上下水道施設】

〈施設〉

- ・ 予防保全型の修繕と計画的な更新により、長寿命化を図り、施設に係る管理コストの縮減に努めます。
- ・ 施設毎の重要度を考慮し、優先順位の高い施設から長寿命化や耐震化を図ります。

〈管路〉

- ・ 管路の状態を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施します。
- ・ 管路の計画的な施設管理を行うため、市が管理する管路において、予防保全型の施設管理計画を策定します。
- ・ 施設管理の容易さと管路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。

【環境】

水俣市環境クリーンセンターでは、施設の長寿命化を図るため、予防保全や定期的な補修を実施し、修繕費におけるトータルコストの縮減、平準化を図ります。

【公園等】

施設の状況を的確に把握し管理するための管理データを整備するとともに、遊具等については定期点検等を適切に行うなど予防保全的な維持管理を実施します。

また、修繕履歴データを蓄積して、実態に応じた劣化状況を把握し、更新・修繕の際に活用します。

なお、具体的には、「水俣市公共施設等総合管理計画」に基づいた個別施設計画を策

定し、維持管理を進めていきます。

【公営住宅】

水俣市公共施設等総合管理計画に即して策定した「水俣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき維持管理を進めていきます。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 児童福祉

保護者の価値観や子育て家庭の生活スタイルも多様化しています。今後ますます複雑化・多様化する子育てニーズに対応するためには、既存のサービスに子どもや子育て家庭を当てはめるといった考え方だけではなく、子ども一人一人のニーズを個別にくみ取り、そのニーズに応えるために地域全体で子育てを支えるという考え方に転換していく必要があります。

多くの家庭が、住宅・就労・家事・子育て・教育等に関する様々な悩みや問題を抱えています。そのような家庭や子どもを支え、問題を解決に導くためには、相談体制のより一層の充実が求められます。

特に、近年深刻な社会問題となっている児童虐待は、子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害です。

虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応することが大切ですが、そのためにも、家庭内や地域で子どもや子育てする人が孤立しないような施策が必要です。

また、ひとり親家庭等が持つ悩みや問題については、その生活の実情に即した支援が求められます。

さらに、共働き世帯が増加する中、男女がともに仕事と家庭を両立し、安心して働き続けることができる環境を整備することは、ますます重要な課題となっています。

本市内には、現在保育所6園、認定こども園7園が設置されており、年度当初はもとより年度途中においても待機児童は発生していない状況です。

現在、本市においては、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、障害児保育、放課後児童クラブなどの事業を実施しています。

なお本市においては、令和6（2024）年4月に「こども家庭センター」を設置し、市内に住んでいる全ての子ども、妊産婦、その家族が安心安全に生活できるよう、心配ごとや困りごとに関する一体的な相談支援を行っているところです。

今後も、全ての子どもを健やかに育てるため、子育て環境の充実を図る必要があります。

(2) 高齢者福祉

本市の総人口は、近年の少子・高齢化、過疎化等の急速な進行に伴い、年々減少傾向が続いており、令和7（2025）年7月末現在で、21,270人となっています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、減少傾向にあるものの、団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が75歳以上となる令和7（2025）年の同時点での高齢化率（総人口に占める高齢者人口の比率）は、42.3%となっており、全国平均の29.4%（総務省人口推計・令和7年8月1日現在概算値）と比べ、極めて高い水準となっています。

また、人口の減少と高齢化率の増加の傾向は今後も続き、団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）が65歳以上となる令和22（2040）年には51.4%にまで、高齢化率が上昇することが予想されています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で孤立することなく、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、認知症施策の充実、生きがいづくり、社会参加の促進支援、安心・安全なまちづくり施策など、全ての市民が「元気に老い」、可能な限り、住み慣れた地域で、家族や地域住民とともに「もやい、ふれあい、支えあい」ながら「安心して暮らしていける」地域社会を築いていく必要があります。

（3）生活困窮者

本市の生活保護の保護率は、平成22年の20.58%をピークに年々減少し、令和5（2023）年は12.91%でした。

生活保護受給者に限らず生活に困窮する方は、それぞれが家庭や生活の面で様々な問題を抱えている場合が多く、単に就労につなげるだけでなく、その人に合った自立支援を行う必要があります。生活保護に至る前の生活困窮者の相談窓口として生活困窮者自立相談支援事業所を設置し、専門の相談員が相談者の問題解決に向け伴走的な支援を行う必要があります。

生活保護受給者については、生活保護法に基づいた適正な給付支援を行い、稼働能力のある方については、就労相談員が自立に向けた継続的な支援が必要です。

（4）障がい者福祉

本市の障がい者数は、令和7（2025）年3月末現在で、身体障害者手帳保持者1,235人、療育手帳保持者379人、精神保健福祉手帳保持者361人となっており、近年、身体障害者手帳保持者以外は微増の傾向ですが、障がいに対する理解を深めるための福祉教育、啓発活動の充実を図るとともに、ボランティア活動への参加促進を図るなど、障がいの有無にかかわらず、相互に支え合う意識を醸成していくことが必要です。

障がいのある児童生徒が必要な支援の下、その年齢、能力及び特性に応じた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する必要があります。

また、障がい者等が主体的で豊かな生活を送るためには、就労などを通して精神的、経済的に自立し、自己実現を果たしていくことが必要です。

さらに、地域共生社会の実現には、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会を構成する一員として社会、経済、文化・スポーツ活動その他のあらゆる分野に参加する機会を確保していく必要があります。

(5) 保健

本市においても、全国的な傾向と変わらず、がんや心臓病、脳卒中、慢性腎臓病などの生活習慣が起因する生活習慣病対策が喫緊の課題となっており、令和6（2024）年5月診療分の国民健康保険のレセプトをみると、生活習慣病の中でも重篤な疾患である腎不全の受診率が県内6位、脳内出血の受診率が県内24位となっています。

その基礎疾患として、高血圧や糖尿病脂質異常症で治療している割合も高く、生活習慣病の発症予防だけでなく、重症化予防が重要になっています。

しかし、生活習慣病の早期発見のための特定健康診査や各がん検診の受診率が低下しているため、受診率向上対策が必要です。

また、基本的な生活習慣は、乳幼児の時期に確立されていくため、母子保健においても生活習慣病予防に視点を置いた対策が必要であり、さらに、子どもが健やかに育つために、妊娠期からの健康づくりやハイリスク妊産婦へのフォロー、療育支援などきめ細かい支援と関係機関との連携を継続していくことが重要です。

水俣市保健センターは、市民の健康づくり・疾病予防の活動拠点施設として平成9（1997）年12月に整備され、令和7（2025）年6月現在で27年以上が経過し、施設設備の老朽化が課題となっています。

引き続き、市民の健康づくりのための拠点施設としての役割を十分に果たせるよう、改修も含めた施設設備の整備が必要です。

2 その対策

(1) 児童福祉

ア) 令和6（2024）年4月に設置した、こども家庭センターを中心に、子どもや子育て家庭の個別のニーズを適切に把握し、それぞれのサービスに確実かつ円滑につなげ、妊娠・出産等に関する正確な情報提供や相談、社会環境の整備等に係る切れ目のない支援を推進していきます。

イ) 悩みや問題を抱えた家庭が孤立しないよう、相談しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児の不安の軽減を図りつつ、児童虐待の予防啓発及び早期発見に努めます。

ウ) 多様化する保育ニーズに対応できるよう、延長保育、障害児保育、放課後児

童クラブ等の保育事業の活用により、保育内容の充実を図ります。

- エ) 保育園、認定こども園等と連携を図り、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。
- オ) 水俣市地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、子育て支援に関する施策を推進します。
- カ) 水俣市こどもセンターの地域子育て支援拠点事業(つどいの広場「ぴよぴよ」)、児童館事業等、多世代交流拠点事業の充実を図り、親子で安心して集い楽しめる機会や場を増やします。

(2) 高齢者福祉

- ア) 元気に老い、いきいきと生きがいのある暮らし(自立・自助)ができるよう、「健康づくり・介護予防の推進」、「生きがいづくりの推進」及び「元気高齢者の社会参画の促進」を図ります。
- イ) 「もやい・ふれあい・支えあい」の暮らし(互助・共助)ができるよう、認知症支援と高齢者の権利擁護を推進するとともに、多様な担い手による支援体制及びネットワークの構築を図ります。
- ウ) 地域包括ケアシステムの推進等による安心安全な暮らし(共助・公助)の実現に向け、「地域包括ケアの推進」、「福祉サービスの充実」、「介護サービスの充実」、「新しい総合事業への円滑な移行」及び「安心な住まいとみんなにやさしいまちづくり」を重要課題として取り組んでいきます。
- エ) デジタルを活用したフレイル予防や高齢者の行方不明防止等ICTを活用した高齢者施策に取り組んでいきます。

(3) 生活困窮者

- ア) 専門の相談員を配置した生活困窮者自立相談支援事業所が関係機関と連携し、生活困窮者の生活の安定に向けた支援を行います。
- イ) 生活保護受給者については、福祉事務所内に就労支援員を配置し、公共職業安定所との連携による適切な就労指導を行い、経済的な自立支援を図っていきます。

(4) 障がい者福祉

- ア) ホームページ、広報紙等を活用した広報活動を実施し、市民の障がいに対する理解・関心が深まるよう、障がい者差別の解消のための広報・啓発に取り組めます。

- イ) 関係団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携して、地域の福祉を推進させる体制及びボランティア活動の充実に努めます。
- ウ) 水俣市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する通報を受け、必要な対応を図るとともに、障がい者虐待の未然防止について周知を図ります。
- エ) 障がい者等が、住み慣れた地域、家庭で、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市役所や保健所だけでなく身近なところで相談や支援が受けられる体制の整備を推進します。
- オ) 障がい福祉サービスに加え、地域活動支援センターの利用を促進するなど、多様な日中活動の充実に努めます。
- カ) 在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児、障がいの疑いのある児童及びその家族等に対して、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育の機能の充実に努めます。
- キ) 水俣病被害者等に対する保健福祉サービスの情報提供及び水俣病被害者等の保健福祉に対するニーズの把握等を実施し、総合的な支援に取り組みます。
- ク) サービス事業所や関係機関との連携強化を図り、一般就労に必要な知識や能力の習得のための訓練や就職後の定着支援の充実に努めます。
- ケ) 水俣病被害者や障がい者等の積極的な社会参加と自己表現の機会を確保するため、スポーツ・文化芸術活動等にふれる機会を拡充し、仲間づくり、居場所づくりを図っていきます。

(5) 保健

- ア) 水俣市健康増進計画に基づき、各ライフステージにおける健康づくりに関する施策を推進します。
- イ) 複合健診や総合健診など、各年齢層に応じた、健診体制の充実に努め、疾病の早期発見、早期治療を推進します。
- ウ) 市民自らが健康的な生活習慣に関心を持ち、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組めるように、健康相談、訪問指導、健康教育などの保健事業の充実に努めます。
- エ) ライフステージに応じた食育を推進します。
- オ) 地域全体の健康意識を高め、市民の健康づくりを支援し合えるような体制づくりを目指して、市民・各関係機関・民間団体・企業などと協力連携を強化していきます。
- カ) 水俣市保健センターを健康づくりの拠点施設とし、市民が安心して利用しやすい施設として維持できるよう、計画的に施設設備の改修整備を行います。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設 | | | |
| | | 障害児保育対策事業 保育が必要な障害児を受け入れ、障害児の処遇の向上と安定した保育を推進する | 水俣市 | |
| | | 子育て短期支援事業 保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が困難になった場合、また、緊急一時的に母子等を保護することが必要になった場合に、児童養護施設等において、一定期間、養育保護を行う | 水俣市 | |
| | | 放課後児童健全育成事業 放課後及び長期休暇等に保護者等のいない家庭の小学校児童を対象に、社会資源施設を利用して遊びを主とした活動を行いながら、児童の健全育成と保護者の子育て支援を図る | 水俣市 | |
| | | 病児保育事業 子どもが病気の際に、保護者が就労等により保育が困難な場合において、病院・保育所等の施設において病気の児童を一時的に保育する | 水俣市 | |
| | | 一時預かり事業 専業主婦の育児疲れ解消、冠婚葬祭等社会的事由、急病や断続的勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要への対応、及び1号認定者の教育時間以外の預かりを実施する | 水俣市 | |
| | | 保育料負担軽減事業 保育料の負担軽減 | 水俣市 | |
| | 保育所 | 就学前教育・保育施設整備交付金整備事業 子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進する | 水俣市 | |
| | こどもセンター | ①地域子育て支援拠点事業 ②児童館事業 ③多世代交流拠点事業 子育て親子や児童等の交流の場の提供と交流促進及び子育て等に関する相談・支援などを実施する。 こども家庭センターの関係部署と連携を図る | 水俣市 | |

| | | | |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| (2)認定こども園 | | | |
| | 就学前教育・保育施設整備交付金整備事業 子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進する | 水俣市 | |
| (5)障害者福祉施設 | | | |
| 障害者支援施設 | 水俣市立明水園施設改修事業 明水園の改修工事 | 水俣市 | |
| (7)市町村保健センター及びこども家庭センター | | | |
| | 水俣市保健センター改修整備事業 水俣市保健センター施設・設備等改修工事 | 水俣市 | |
| | 利用者支援事業（こども家庭センター運営費） こども家庭センターの運営を行う | 水俣市 | |
| (8)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 児童福祉 | 予防接種事業 【事業内容】 予防接種料の負担軽減 【見込まれる事業効果】 予防接種を行うことで伝染性疾患等の発生及びまん延の予防を図る | 水俣市 | |
| (9)その他 | | | |
| よりそいサポートセンター | 配偶者暴力相談支援センターの運営を行う 性暴力相談支援センターの運営を行う | 水俣市 | |
| 地域間交流拠点 | 地域住民がふれあう場の提供と、地域住民の福祉及び交流を促進するための事業を実施する | 水俣市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

水俣市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている基本方針に基づき整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

なお、水俣市公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとしします。

第8章 医療の確保

1 現況と問題点

本市は、市立の医療機関として、総合病院の機能を備えた国保水俣市立総合医療センター、へき地医療対策の一環として設置された附属久木野診療所を有し、また、民間開業医を含む病院、診療所等は、31施設（7病院、24診療所）、病床数1,166床（病院1,069床、診療所97床）、医師数107人を有しています。

国保水俣市立総合医療センターは、医療に関する機能の集約化と経営の合理化を目的に、平成17（2005）年4月に湯之見病院を統合、平成22（2010）年4月に地方公営企業法の全部を適用し、経営の効率化を進めてきました。

また、国の地域医療構想に基づき、病床機能分化の推進を図っており、平成29（2017）年度に回復期病床である地域包括ケア病棟、令和元（2019）年度には高度急性期病床であるハイケアユニット病床を整備し、高度急性期、急性期、回復期の機能を有しています。これらの取組と救急医療などの機能により、芦北地域と北薩地域を主な診療圏とする、地域の中核的医療機関としての役割を果たしています。

しかし、常勤医師のいない診療科もあり、救急医療体制を維持していくためにも、医師等の医療スタッフの確保が必要です。加えて、地域の小児科や産科の閉院等が相次いでおり、総合医療センターの小児科、産婦人科の維持継続が、地域の周産期医療の確保のため重要となっていますが、医師等の確保に課題を有しています。

中山間地に位置するへき地診療所である附属久木野診療所においては、医師の確保、将来的な診療所の維持・継続等に関し、検討の必要が生じています。

施設整備においては、昭和63（1988）年度建築の総合医療センターの本館東館について、施設の老朽化がみられることから、今後の人口動態や医療のニーズ等も見据え、改修等を行う必要があります。

また、本市では現在、18歳までの子どもの医療費を助成していますが、助成を通じて安心して子どもが医療機関等を受診でき、子育て世帯の経済的負担軽減につながることから、今後も引き続き事業を実施していく必要があります。

2 その対策

- ア) 地域の中核的医療機関として、救急医療や高度医療及び小児周産期医療に対応できるよう、国保水俣市立総合医療センターの医療施設、医療機器の充実、医療スタッフの確保を図ります。
- イ) 国保水俣市立総合医療センターの経営の更なる改善及び効率化を推進します。
- ウ) 地域医療の充実を図るため、医師や看護師の確保につながる施設の整備等や

県境を越えた医療機関を含めた連携強化を推進します。

- エ) 地域医療構想の達成に向けた病床機能分化と連携の推進に努めます。
- オ) 地域医療支援病院として、医療機関の役割分担と連携のため、地域の病院、診療所などの後方支援に努めます。
- カ) ICT技術を活用した診療や多職種連携、他機関との情報共有をはじめとした各種連携を促進し、医療へのアクセス・資源の確保とともに、医療の質の維持向上を図りつつ業務効率化を行い、持続可能な医療提供のための仕組みづくりに取り組みます。
- キ) 18歳までの子どもの医療費助成を行い、子どもの健全な育成と子育て支援を推進します。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 7 医療の確保 | (1) 診療施設 | | | |
| | 病院 | 医療機器整備事業 医療機器等の更新 | 水俣市 | |
| | | 病院施設整備事業 病院施設内各種設備の更新 | 水俣市 | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | | 子ども医療費助成事業 【事業内容】 18歳までの子どもの医療費助成を行い、子育て世帯の負担軽減を図る 【見込まれる事業効果】 子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康の保持及び健全な育成と子育て支援につながる | 水俣市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

地域の中核的医療機関として求められる機能が十分に発揮されるよう利用者の安全確保と適正な医療の提供を第一に考え、予防保全型の修繕と計画的な更新により、施設及び設備の長寿命化を図ります。また患者数の推移と今後の医療ニーズ、経営状況等の要素も考慮し、診療圏内の医療機関等との連携についても検討しながら施設更新、維持管理のあり方を検討します。

第9章 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

本市における学校の設置状況は、小学校8校（本校7、分校1）、中学校5校（本校4、分校1）であり、総児童生徒数は年々減少しています。

近年、少子化を伴う過疎化により、児童生徒数の減少が進行し、学級数減による教職員の減少と小規模校における複式学級が恒常化しており、適切な学習環境を確保し、持続可能で安定した学校運営を図ることが重要な課題となっています。また、小中学校の再編成に伴い遠距離通学となる児童生徒への対応を図る必要があります。

学校施設については、各校の校舎等の経年劣化が進んでおり、令和3（2021）年3月に、「水俣市学校施設等長寿命化計画」を策定し、維持管理コストの縮減、財政負担の平準化を図りながら、学校施設の計画的保全による長寿命化の推進、安心安全な学校施設の整備を進めることとしております。その中で、児童生徒等の安全を確保するための、校舎の外壁の非構造部材の耐震化、洋式トイレや多目的トイレへの改修等の学習環境の整備について、早急に取り組む必要があります。

教育内容については、ICTを活用した多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びの提供、地域社会との交流やボランティア活動、自然体験などを通して、一人一人の個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を育む教育や、ALT（外国語指導助手）等を配置した外国語教育による国際化への対応に取組を推進する必要があります。

また、水俣の文化、歴史、自然など総合的な学習の時間を中心に郷土学習の授業などにより、地域を深く理解し、郷土水俣を誇りに思う児童生徒の育成に努めているところです。

学校運営については、コミュニティスクールの推進により、地域に開かれた学校づくりを推進しています。

さらに、本市の特徴的な取組として、県下で先駆けて始めた学校版環境ISOに市内全小中学校が取り組み、児童生徒の環境意識の向上と環境に配慮した学校づくりを進めています。

また、水俣市学校給食センターでは、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に寄与するため、完全学校給食を直営により提供しています。当該施設は平成20（2008）年10月に竣工しており、施設内の各設備更新時期が到来していることから、今後計画的な対策が必要とされているところです。

(2) 生涯学習

本市においては、近年、郷土や地域に対する愛着心の薄れと少子化や若者の流出により、地域づくりグループの活動は停滞し、リーダーが育つ機会も少なくなってきました。

今後は、「自分たちの地域は、自分たちの手で」という市民意識の醸成と、地域づくり、まちづくりに取り組むグループの支援を行い、地域活動の活性化を図っていく必要があります。

また、市民が身近な生活のあらゆる環境の中で、それぞれの立場や考え方は異なっても、それを受容し、互いを認め合う人権感覚を身につけるようにすることで、明るく住みやすい社会を築く必要があります。

近年は、社会情勢や価値観の変化に伴い、女性の生活行動は大きく変化し、社会活動の様々な分野で活躍しています。今後も、男女共同参画型社会推進のため、市民意識の啓発や働く女性に対する環境の整備などに取り組んでいく必要があります。

多様な価値観が存在し、複雑な社会構造となっている現代では、次代を担う青少年の健全育成は、家庭、学校、地域等が相互に協力・連携し、社会全体で取り組むことが重要です。

また、豊かで充実した老後の暮らしが営めるよう、老人クラブの活性化、高齢者教室の拡充など、高齢者の生きがい対策の推進を図るために、生涯学習施設の老朽化に伴う耐震工事や大規模改修を行う必要があります。

(3) スポーツの振興

本市においては、市スポーツ協会を中心とした各種目協会の活動、学校開放事業や地域の愛好者、同好者で組織したスポーツグループなど、様々な形でスポーツ活動が行われています。特に、競り舟大会や市民駅伝は、市民相互の親睦や健康づくりを目的として古くから開催されており、地域からの参加も多く、水俣の伝統行事として定着しております。また、旧山野線跡地を利用した「日本一長い運動場」は、車道と切り離されているため、ジョギングやウォーキング・サイクリングコースとして多くの市民に利用されています。

体育施設は、総合体育館、武道館、南部館、学校体育施設等が市内全域に分散しており、また、水俣広域公園「エコパーク水俣」の整備も進み、「いつでも、どこでも、誰でも」気軽に、スポーツ活動に取り組める環境が整っており、健康づくり、体力づくりとしてのスポーツ活動が普及、拡大しております。特に総合体育館は令和5(2023)年度から令和6(2024)年度にかけて大小アリーナの空調設備を整備しており、このような優れた施設等の整備により、県内外から大会や合宿の利用者が増加しています。

競技スポーツについては、カヌーや新体操、陸上競技やサッカーなど、小学生から

高校生まで全国的に活躍しています。

今後は、余暇時間の増加と高齢化社会の進行で、健康に対する意識が高まることで、スポーツに対する関心はさらに増加していくものと予測されますので、スポーツの拠点となる総合体育館をはじめとする各体育施設等のバリアフリー化等の整備を行うとともに、既存施設の有効活用を図ります。

また、更なる交流人口の拡大を目指して、本市が取り組むスポーツコミッションの活動を通して、スポーツ関連事業やスポーツ環境の整備、交流施設の整備等をさらに進める必要があります。

2 その対策

(1) 学校教育

- ア) 幼児期から小中学校における成長、発達を見通した教育を推進するために、認定こども園、保育園、小中学校及び関係機関との連携を進めます。
- イ) 児童生徒の基礎学力の定着に向け、個に応じた指導・研究を推進するとともに、教職員の指導力、資質向上及びICTを活用した教育に取り組みます。
- ウ) 支援を必要とする児童生徒への特別支援教育の充実へ向けた取組を推進します。
- エ) いじめ・不登校問題の未然防止や早期発見・解決のために組織的、計画的な対応に努めます。
- オ) 水俣の文化、歴史や自然を学び、環境への関心を高め、郷土愛を育む教育を推進し、心豊かな児童生徒、地域の未来を担う人材の育成に努めます。
- カ) 水俣病の正しい理解が図られるよう水俣病の学習を進めるとともに、ごみや水、自然等の身近な環境問題についての学習を進めます。
- キ) 学校施設については、児童生徒の安全の確保、学習環境の充実が図られるよう、計画的な改修、維持管理に努めます。
- ク) 水俣市学校給食センターは、市内唯一の学校給食施設であり、日々の学校給食を今後も遅滞なく提供していく必要があるため、施設の長寿命化にも資するよう各設備の整備・更新を進めます。

(2) 生涯学習

- ア) 地域リーダーの研修や講演会への参加と、市内をはじめ県内外の地域づくり団体との情報交換や交流に努め、リーダーの育成や団体の活動強化を支援します。
- イ) 男女共同参画、全ての人たちの人権が尊重される社会を実現するため、市民や

児童生徒を対象に啓発活動を実施し、人権教育を推進します。

- ウ) ボーイスカウト、スポーツ少年団など、青少年団体の育成、強化に努めます。
- エ) ボランティア活動や伝統文化の継承、地域における社会活動への参加を促進し、世代間交流を図ります。
- オ) 青少年の非行防止のため、家庭、学校、地域社会の相互の連携強化とそれぞれが持つ教育機能の充実に努めます。
- カ) 老人クラブの活性化、高齢者教室の拡充など、高齢者の生きがい対策の推進を図ります。
- キ) 社会教育施設については、市民の教育、文化及び福祉の向上を図るため計画的な改築・改修に努めます。

(3) スポーツの振興

- ア) 市民誰もが、気軽にスポーツを楽しめるよう、総合体育館やエコパーク水俣を利用して、各種スポーツ教室やスポーツイベントの開催に努めます。
- イ) 競技スポーツの振興を図るため、市スポーツ協会、スポーツ少年団、小体連、中体連及び高校と連携しながら選手の強化育成に努めます。
- ウ) 本市の海や山、川の恵まれた自然を生かして、カヌーやSUPといったマリンスポーツアクティビティ、ウォーキングやトレッキングなど、市全域をスポーツフィールドと位置付け、野外活動の振興を図ります。
- エ) 水俣市キッズサポーター基金を活用し、登録団体の活動を支援するとともに大会出場を奨励し、本市のスポーツの振興を図ります。
- オ) 「スポーツコミッションみなまた」の活動を通じ、スポーツ施設や特徴ある観光資源を生かしたスポーツ大会やイベントの誘致と支援に取り組みます。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---------------|--------------------------------------|------|----|
| 8 教育の振興 | (1)学校教育関連施設 | | | |
| | 校舎 | 小中学校施設等整備事業 校舎外壁改修・トイレ改修・体育館屋根改修等 | 水俣市 | |
| | スクールバス・ホート | スクールバス運行事業 スクールバスの購入 | 水俣市 | |
| | 給食関連施設 | 給食センター施設整備事業 空調機器更新工事、厨房機器更新工事等 | 水俣市 | |
| | その他 | 学校管理システム保守管理事業 タブレット等の購入 | 水俣市 | |
| | (3)集会施設、体育施設等 | | | |
| | 公民館 | 公民館管理運営費 トイレ汚水管取替工事、蛍光灯のLED化等 | 水俣市 | |
| | 体育施設 | 体育施設等改修事業 体育施設等の大規模改修等 | 水俣市 | |
| | 図書館 | 図書館管理運営費 トイレ改修（洋式化）等 | 水俣市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設については、建築系公共施設に分類されており、本計画の基本的考え方のもと、個別計画として水俣市学校施設等長寿命化計画を策定しています。

学校施設以外の公共施設については、水俣市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている基本方針に基づき整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第10章 集落の整備

1 現況と問題点

本市では、小集落が水俣川上流と山間部に点在しており、令和7（2025）年3月末現在で、久木野地区127世帯、長崎地区124世帯、湯出地区257世帯などとなっています。

これらの集落においては、若年層の流出による高齢化が著しく、高齢化率は、順に66.7%、63.0%、55.6%となっており、市全体の高齢化率43.2%を上回っています。集落内においては、道路整備、産業、経済、文化など生活環境の整備の遅れが目立つとともに、周囲の森林の保全や集落内の農地の保全など、地域の持つ公益的機能の低下と景観の荒廃が危惧されています。

そこで、久木野地区や湯出地区における、棚田の保全と活用への取組など、各地の集落で、農村景観の保全に関する取組が進みつつあります。

今後は、道路整備や産業対策、生活環境の向上を図りながら、茶畑や里山など、本市独自の農村景観の保全について、地域住民とともに取り組んでいく必要があります。

また、廃校となった校舎や解体後の敷地の有効活用及び交流人口の増加を図るなど、集落が自立できる対策を図る必要があります。

2 その対策

- ア) 地域産業や福祉の拠点として、公共施設の整備と機能の拡充を図るとともに、交通基盤、生活基盤の充実を図ります。
- イ) 自治会活動等の地域活動を支援し、地域力向上を図ります。
- ウ) 空き家対策など、地域の課題解決のための対策を実施します。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | | <p>地域づくり推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>自治活動の円滑な運営及び推進（自治振興交付金、地域活動補償制度、地域コミュニティ活動助成制度）老朽危険空き家の除却事業推進</p> <p>空き家バンク制度による空き家の有効活用の推進</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>自治会活動の活性化と共に、空き家解消等の地域課題の解決が図られる</p> | 水俣市 | |

第11章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

(1) 文化活動

本市の文化活動は、音楽、絵画、写真、生け花、盆栽、日舞、バレエなど、それぞれの分野で、活発な活動があり、例年、秋に開催される市民文化祭を中心に、市民の発表及び活動の報告が行われています。

なかでも市文化協会の各団体は、小さい子どもから高齢者まで幅広い会員を有し、趣味や仲間づくり、生きがいくりの場となっています。

これらの文化活動は、地域のアイデンティティを創出し、地域の人々をつなぎ、地域が存続していくための原動力であり、市民が心豊かな生活を送るうえで欠かせないものです。

しかしながら、過疎化、少子高齢化が進んでいる本市においては、会員数の減少により団体の存続が難しくなるなどの困難な課題を抱えています。

(2) 文化財

水俣市内各地に所在する遺跡、史跡、郷土芸能のうち、31件を水俣市文化財として指定し、それらを中心として文化財の保護と愛護思想の普及を図っています。

しかしながら、文化活動と同じく、過疎化・少子高齢化等から、活動休止に至る無形民俗文化財保存団体や、^{ほこら}祠や仏像、石橋などの地域の献身的な努力による文化財の維持管理が難しくなる事例が発生しています。

今後は行政への文化財保存に対する支援要求の高まりが予測されますが、市の財政状況は厳しく、地域の期待に応えるのは難しいと考えられます。

国ではこのような社会情勢の変化による文化財の担い手不足、一方で高まる地域振興、観光振興に果たす文化財の役割への期待を受け、文化財保護制度を見直し、地方においては、文化財の次世代への確実な継承に向けて、地域における文化財の総合的な保存・活用が推進されるための体制づくりが求められるようになりました。これを受け、本市では水俣市文化財保存活用地域計画の作成に令和4(2022)年度に着手し、令和6(2024)年12月に文化庁の認定を受けました。

市は、今後計画に掲げた文化財の保存活用に関する措置を着実に実行していく必要があります。

2 その対策

(1) 文化活動

- ア) 文化芸術を広めるための施設である文化会館は、整備・補修や設備の更新など計画的に行い、機能の維持に努めます。
- イ) 文化協会を中心とした文化団体の自立的な活動を奨励し、持続的な活動の推進を支援します。
- ウ) 市民や文化活動団体に発表の場を提供し、市民の文化活動に対する意識醸成を図り、支援しながら、水俣の文化を創造します。
- エ) 市民に、質の高い本物の芸術文化に触れる機会を提供し、文化に対する意識の向上と文化活動のさらなる発展に努めます。

(2) 文化財

- ア) 令和6年12月に文化庁から認定を受けた「水俣市文化財保存活用地域計画」のアクションプランに基づき保存・活用に関する具体的措置を行っていきます。
- イ) 埋蔵文化財の発掘等を通じて郷土の歴史や文化財の理解を深め、出土文化財を活用して、ふるさと水俣の歴史・文化等の学習を推進します。
- ウ) 市文化財保護条例に基づき、重要な文化財を調査・指定し、その保護に努めます。
- エ) 点在している文化財、民俗資料など整理分類し、見学ルートの検討を行うとともに、これらの施設や遺物、資料を活用して次世代に正しく伝えるための取組を検討します。
- オ) 徳富蘇峰、徳富蘆花、谷川健一、谷川雁、湊上毛銭など、水俣にゆかりのある文化人の顕彰を推進するとともに、その作品や活動について周知を図ります。
- カ) 地域にある伝承芸能の掘り起こしや調査を進め、記録に残していくとともに後継者の育成や伝承芸能に必要な用具の整備について、支援していきます。
- キ) 文化財の調査と文化財指定等を推進するために、文化財保護の体制整備や専門知識を持つ人材の育成を図り、有形・無形の文化財の適切な保護に努めます。
- ク) 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、耐震診断等を行い、今後も適切に後世に遺し伝えるとともに、より多くの人々が訪れる施設としての活用も図っていきます。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---------------|-----------------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 | | | |
| | 地域文化振興施設 | 徳富蘇峰・蘆花施設管理運営事業 | 水俣市 | |
| | | 文化会館整備事業 | 水俣市 | |
| | | 文化財保存管理事業 | 水俣市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

水俣市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている基本方針に基づき整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

本市は平成4（1992）年の環境モデル都市づくり宣言以降、環境に配慮したまちづくりに取り組んできました。平成20（2008）年7月には国から環境モデル都市に認定されたことに伴い、アクションプランを策定し、平成25（2013）年の温室効果ガス排出量を基準として、地球温暖化対策のモデルとなる取組を推進しています。

また、公共施設における再生可能エネルギー（再エネ）の活用を推進しています。再エネ発電では、太陽光発電設備を、平成15（2003）年から平成25（2013）年にかけて全ての小中学校に導入した他、市役所庁舎や市立図書館などでも導入しています。再エネ熱として、国保水俣市立総合医療センターでは、給湯熱源として太陽熱を、空調熱源として地中熱を活用しています。この他、地元企業が保有する水力発電由来の電力の供給を受けることで、市役所庁舎をはじめ複数の公共施設で電力消費に伴う温室効果ガス排出量ゼロを実現しており、今後も導入施設の拡大を図っていきます。

しかし、温室効果ガス排出量の削減に有効な取組の一つである再生可能エネルギーの活用については、天候等の自然条件に左右されやすく出力が安定しない、景観・自然環境・生態系・生活環境に影響を与える等の課題を抱えています。

2 その対策

（1）再生可能エネルギーの導入推進

ア）再生可能エネルギー発電事業を検討する事業者に対し、地域で設備の適切な設置がなされるよう、計画の段階から助言やサポートを行います。

イ）環境基本計画等に基づき、公共施設への再生可能エネルギー由来の電力導入を推進します。

（2）市民、事業者等における再生可能エネルギーの利用促進等

ア）環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図ることで、再生可能エネルギーの利用を促進します。

イ）市内公共交通機関の利用促進等により、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | 再生可能エネルギーの導入事業 【事業内容】 再生可能エネルギー施設の適切な設置、公共施設等への再生可能エネルギーの積極的導入 【見込まれる事業効果】 再エネ電源の普及により温室効果ガス排出量削減に繋がる | 水俣市 | |
| | | 地域における温室効果ガス排出量削減事業 【事業内容】 太陽光発電、太陽熱利用システム、省エネルギー設備等の導入推進並びに環境負荷低減型住宅の建築や改修、公共交通機関や自転車の利用促進、電気自動車等への転換等による環境に配慮した暮らし方の構築 【見込まれる事業効果】 地域における温室効果ガス排出量の削減が見込まれる | 水俣市 | |

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

(1) 公害・環境学習の推進

水俣病は、生態系の破壊や健康被害のみならず、差別・偏見・地域社会の崩壊など、自然と人との関係、人と人との関係に様々な影響、被害を及ぼしました。公害問題への理解が十分ではないことから、被害を受けた地域や被害者に対する偏見、各国での水銀による環境汚染等の問題が残されています。

また、水俣病の情報発信の拠点である水俣病資料館は、平成5（1993）年1月の開館から30年以上が経過し、塩害による施設の腐食や耐用年数を超えて使用している設備等が出てきています。

(2) 水俣環境アカデミア事業の推進

本市では、平成23（2011）年度から、高等教育・研究機関の誘致及び設置に関し、市民と行政が協力し検討を行い、その成果として、平成28（2016）年度に高等教育・研究活動拠点施設として水俣環境アカデミアを設置しました。

水俣環境アカデミアでは、SDGsの理念に基づき、産学官民の連携のもと、市民を対象とした各種セミナーの実施、国内外からの研修の受入等を行っており、持続可能な地域づくりを担う人材を育成しています。今後も市民に新たな学びの機会を提供し、国内外からの研修等を積極的に受け入れ、地域の活性化や経済への波及につなげる必要があります。

(3) 公益財団法人水俣市振興公社の取組推進

公益財団法人水俣市振興公社は平成元年3月、市民の積極的な参加を促す文化振興事業、社会体育事業、勤労福祉事業等を推進し、各種公共施設の管理運営を受託し、さらには高齢者等の生きがい対策や行政経費の節減にも資し、もって市政の発展と市民の福利増進に寄与することを目的に、本市出資により設立されました。

平成9（1997）年度には、水俣病問題の解決に向け、患者と地域住民が共に集い交流するとともに、健康や福祉のサービス拠点となる施設「もやい直しセンター」を市内2カ所に設置し、同センターを新たな拠点として設立目的の達成に向け、もやい直しに関する事業や文化・体育の振興に関する事業等、様々な事業を実施していますが、設置から27年経過し、老朽化等に伴う施設の様々な不具合が生じてきています。

地域コミュニティ拠点として、また、健康や福祉のサービス拠点としての役割を今後も果たし、市政の発展と市民の福利増進に寄与することを目的として、市が施設の改修を行い、施設の安全性を確保する必要があります。

2 その対策

(1) 公害・環境学習の推進

- ア) 公害の原点とも呼ばれる水俣病が発生したこの地域から、水俣病問題の歴史と教訓を将来にわたって発信し続けるため、歴史上重要な基礎資料の収集と保存、水俣病に起因する各種影響と地域社会の再生に関する情報発信に取り組みます。
- イ) 情報発信の拠点施設である水俣病資料館について、計画的な改築・改修に努めます。

(2) 水俣環境アカデミア事業の推進

- ア) 高等教育・研究活動及び産学官民連携拠点施設である水俣環境アカデミアにおいて、大学・研究機関の教育研究活動等を誘致・支援するとともに、SDGs の理念に基づき、産学官民の連携によって、水俣市の知識・知恵・教訓を生かした持続可能な地域づくりを担う人材を育成し、地域振興・経済振興に取り組みます。

(3) 公益財団法人水俣市振興公社の取組推進

- ア) 公益財団法人水俣市振興公社の事業実施に対し、引き続き財政面等支援を行っていきます。
- イ) 市民福利増進の拠点施設であるもやい直しセンターについて、計画的な修繕・改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|----------------|---------------------------------|------|----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | | | |
| | 水俣病資料館整備事業 | 水俣病資料館整備事業 水俣病資料館の大規模改修等 | 水俣市 | |
| | 水俣環境アカデミア事業の推進 | 水俣環境アカデミア活動推進事業 【事業内容】 | 水俣市 | |

| | | | | |
|--|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| | | <p>大学・研究機関からの視察等を受け入れるとともに、市民に先端的な知識を学ぶ機会として、各種セミナーやシンポジウムを実施する</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>市民に先端的な知識を学ぶ機会を提供することで、持続可能な地域社会づくりを担う人材育成を行い、地域振興、経済活性化に繋がる</p> | | |
| | <p>公益財団法人水俣市振興公社の取組 推進</p> | <p>公益財団法人水俣市振興公社の取組 推進</p> <p>もやい直しセンターの維持・修繕等</p> | 水俣市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

【水俣病資料館】

水俣市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている基本方針に基づき整合性を図りながら、予防保全的な維持管理を実施します。

【水俣環境アカデミア】

(熊本県有施設の教育財産使用許可を受け使用中のため、水俣市公共施設等総合管理計画に記載なし)

【もやい直しセンター】

(公益財団法人水俣市振興公社の所有のため、水俣市公共施設等総合管理計画に記載なし)

(再掲) 事業計画 (令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|-----------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------|--------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | | |
| | 移住・定住 | <p>移住定住推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>移住定住の促進 (補助金の交付等)</p> <p>空き家バンク制度による空き家の有効活用の推進</p> <p>地域おこし協力隊・集落支援員制度の活用</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>補助金の交付や空き家の有効活用により移住者数の増加、地域おこし協力隊等の制度を活用することにより後継者の確保や起業促進が見込まれる</p> | 水俣市 | | |
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 | | | | |
| | 農業 | 経営体育成交付金事業 | 集落営農施設・機械整備費 (補助金) | 集落営農組織 | |
| | | いすい 芦水地区中山間地域総合整備事業 | 農業競争力強化基盤整備事業 | 熊本県 | 水俣市負担金 |
| | | 市町村営農業施設等整備事業 | 農業用施設の整備 | 水俣市 | |
| | 林業 | 市町村営林道開設事業 | 森林管理道の開設 | 水俣市 | |
| | | 市町村営林点検診断・保全整備事業 | | 水俣市 | |
| | 水産業 | 市産材利用促進事業 | 市産材を利用した住宅建築促進により、林業及び木材の振興並びに定住促進を図る | 水俣市 | |
| | | 水俣川河口臨海部振興事業 | 新たな藻場・干潟等の整備 | 水俣市 | |
| | (2) 漁港施設 | | | | |
| | | 水産物供給基盤機能保全事業 | 漁港、漁場の整備 | 水俣市 | |
| | (3) 経営近代化施設 | | | | |
| | 農業 | 地産地消推進事業 | | 水俣市 | |

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--|
| | ビニールハウス等の農業施設整備に対する補助金 | | |
| | 農業施設整備事業 玉葱等選果場能力拡大施設整備に対する補助金 | あしきた 農業協同 組合 | |
| 林業 | 経営構造対策事業 ファーマーズマーケット等の施設整備に対する補助金 | 水俣市 | |
| | 林業・木材産業生産性強化対策事業 高性能林業機械整備に対する補助金等 | 水俣芦北 森林組合 | |
| (4) 企業誘致 | | | |
| | 水俣川河口臨海部振興事業 新たな産業団地の造成 | 水俣市 | |
| | 企業誘致対策事業 企業誘致活動を行い、雇用の増加・経済の発展を図る | 水俣市 | |
| (6) 起業の促進 | | | |
| | 企業支援施設管理運営事業 施設の整備・改修 | 水俣市 | |
| (9) 観光又はレクリ エーション | | | |
| | 水俣市観光振興計画の推進 市内一円観光施設等維持管理事業、湯の鶴温泉保健セ ンター管理運営事業、観光プロモーション強化事業、 新水俣駅交流センター管理事業、湯の児・湯の鶴観光 誘客事業、湯の児地区観光開発事業等 | 水俣市 | |
| | 道の駅みなまた整備事業 道の駅みなまたの整備事業、管理運営事業等 | 水俣市 | |
| | 地域商工業振興事業 賑わい創出のための施設整備 | 水俣市 | |
| | 公園整備事業 【事業内典】 後援施設、便益施設の整備・補修、桜並木再 生事業 | 水俣市 | |
| (10) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--|
| <p>森林整備地域活動支援交付金事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>森林経営計画作成や森林境界の明確化に必要な経費の助成</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>森林の多面的機能向上につながる</p> | <p>水俣市</p> | |
| <p>栽培漁業振興推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>ガザミ、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等の稚魚を放流し、水産資源の増大を図る（負担金）</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>漁業資源の回復につながる</p> | <p>水俣市・ 水俣市漁業協同組合</p> | |
| <p>水俣湾内漁業資源増殖振興事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>アワビ種苗等を放流し、水産資源の増大を図る（負担金）</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>漁業資源回復につながる</p> | <p>水俣市・ 水俣市漁業協同組合</p> | |
| <p>内水面漁場振興事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>稚鮎等を放流し、内水面の水産資源の増大を図る（委託）</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>漁業資源の回復につながる</p> | <p>水俣市</p> | |
| <p>担い手育成事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>市民農園整備費、新規参入者に対する支援体制の整備、集落営農推進費、伐採等担い手組織化支援等に関する補助金を交付し、農林業の担い手の育成を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>農林業の多様な担い手の育成・確保につながる</p> | <p>水俣市</p> | |
| <p>耕作放棄地対策事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>農業経営参入推進費、農地賃貸借・売買促進に向けたシステム整備、集団農地の確保等に関する補助金を交付し、耕作放棄地の有効活用に努める</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> | <p>水俣市</p> | |

| | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--|
| 農用地の維持保全、多面的機能の発揮につながる | | |
| <p>中山間地域等直接支払交付金事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>中山間地域等で農業生産活動等を維持し取り組みを行う農業者等に対して交付する交付金</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>農用地の維持保全と多面的機能の発揮、集落機能の維持につながる</p> | 水俣市 | |
| <p>みなまた農産物ブランド推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>和紅茶や農産物のブランド化を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>農産物の更なる産地化、農業所得の向上につながる</p> | 水俣市 | |
| <p>恋路ブランド推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>水産物のブランド化を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>水俣の魚介類のPRや養殖技術の向上につながる</p> | 水俣市・ 水俣市漁 業協同組 合 | |
| <p>水俣花の名所再生事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>桜並木再生事業、花いっぱい運動、地域活動への支援。花壇植栽の促進や桜並木の保全等、花木類の維持普及を行うことで、観光資源となる景観の整備を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>観光資源でもあるチェリーライン等を適切に維持管理することにより豊かな自然環境及び美しい景観が保たれ、観光客の誘致につながる</p> | 水俣市 | |
| <p>商工会議所事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>水俣商工会議所事業費補助金を交付</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>地域事業者への経営指導等及び各種イベント等を通じた地域経済・地域コミュニティの活性化</p> | 水俣市 | |
| <p>商店街活性化支援事業</p> <p>【事業内容】</p> | 水俣市 | |

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| <p>水俣市商店街等組織地域活性化支援事業、水俣市商店街リノベーション支援事業、共同利用施設整備</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>商店街や商店街等地域組織を中心とした地域経済・地域コミュニティの活性化</p> | | |
| <p>企業支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>遊休施設等の活用</p> <p>事業拡大や新事業展開、起業・創業等の支援を行う</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>新規事業の拡大や創出、起業家等の人材育成を通じた地域経済の活性化及び雇用創出</p> | 水俣市 | |
| <p>企業誘致対策事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>企業誘致活動を行い、雇用の増加・経済の発展を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>企業誘致による雇用創出、経済活性化</p> | 水俣市 | |
| <p>水俣エコタウン推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>みなまたエコタウン協議会補助金、エコタウン事業普及啓発等を行う</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>水俣地域ならではの環境関連産業の展開及び事業活動におけるSDGsの普及促進</p> | 水俣市 | |
| <p>人材育成事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>アドバイザー派遣制度を活用し、経営者に必要なノウハウなどを学習させ、商店街の発展を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>地域事業所の経営継続や革新、商店街等の活性化</p> | 水俣市 | |
| <p>エコパーク利活用事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>エコパーク水俣バラ園等における各種イベントの開催</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>市内外からの観光客誘致に向けた各種イベント等により、イベント会場だけでなく近隣エリアへの観光消費の波及</p> | 水俣市 | |

| | | | | |
|-------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--|
| | | <p>広域観光連携</p> <p>【事業内容】</p> <p>広域観光連携事業、隣県連携等</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>熊本県や近隣市町と広域エリアで連携することによるスケールメリットを生かした誘客促進</p> | 水俣市 | |
| | | <p>高速交通網を活用した観光アクションプロジェクト</p> <p>【事業内容】</p> <p>関西、福岡への観光情報発信、旅行商品開発促進</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>九州新幹線や南九州西回り自動車道等の交通網を利用した福岡や関西圏からの観光客誘致</p> | 水俣市 | |
| | (11) その他 | | | |
| | | <p>集落拠点施設改修事業</p> <p>久木野ふるさとセンター等集落営農の拠点となる施設の改修</p> | 水俣市 | |
| | | <p>はげ振興施設改修事業</p> <p>はげのき館の改修</p> | 水俣市 | |
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 | | | |
| | その他の情報化のための施設 | <p>観光防災 Wi-Fi 関連機器整備事業</p> <p>公共施設等 Wi-Fi 機器整備等</p> | 水俣市 | |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道 | | | |
| | 道路 | <p>牧ノ内・大迫線道路改良事業</p> <p>本工事 L=1,100m、W=7.0m</p> | 水俣市 | |
| | | <p>袋インター線道路改良事業</p> <p>本工事 L=630m、W=10.25m</p> | 水俣市 | |
| | | <p>野川・袋線道路改良事業</p> <p>本工事 L=800m、W=7.0m</p> | 水俣市 | |
| | | <p>市町村道路代行事業</p> <p>梅戸・明神町線</p> <p>本工事 L=1,000m、W=10.75m</p> | 熊本県 水俣市 | |

| | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--|
| | | 汐見町1号線 本工事 L=200m、W=10.75m | | |
| | | 築地・丸島町線道路整備事業 本工事 L=1,180m、W=7.0m | 水俣市 | |
| | | 寒川線道路改良事業 本工事 L=300m | 水俣市 | |
| | | 八ノ窪・湯出線道路改良事業 本工事 L=200m | 水俣市 | |
| | | 市内一円市道道路整備事業 強化舗装、側溝改良、局部改良等 | 水俣市 | |
| | | 都市計画道路推進事業 測量設計等 | 熊本県 水俣市 | |
| | | サイクルツーリズム事業 自転車通行帯の整備等 | 水俣市 | |
| | 橋りょう | 橋りょう整備事業 橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕事業・橋梁点検 | 水俣市 | |
| | (9) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | 公共交通 | 並行在来線第三セクター鉄道事業 【事業内容】 並行在来線第三セクターの肥薩おれんじ鉄道の運行支援と利用促進を図る（補助金及び負担金） 【見込まれる事業効果】 沿線住民の通院・通学に係る移動手段を確保し、併せて利用促進を図ることにより、利用者数の増加が見込まれる | 水俣市 | |
| | | コミュニティバス等運行事業 【事業内容】 コミュニティバスや路線バス、乗合タクシーの運行を支えるため、運行事業者に補助を行う（補助金） 【見込まれる事業効果】 コミュニティバスや路線バス、乗合タクシーの運行を支えることで、市民サービスを向上させる | 水俣市 | |
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 | | | |

| | | | |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--|
| 簡易水道 | 簡易水道事業 民営水道施設整備等 | 水俣市 | |
| (2) 下水処理施設 | | | |
| 公共下水道 | 公共下水道事業 終末処理場、ポンプ場及び管路施設の改築・耐震化等 整備 | 水俣市 | |
| (3) 廃棄物処理施設 | | | |
| ごみ処理施設 | ごみ処理施設等整備事業 ごみ処理施設整備、塵芥車、特殊車両等更新、ごみ処 理施設・設備更新・修繕、最終処分場の電気及び洗車 設備の整備 | 水俣市・ 水俣芦北 広域行政 事務組合 | |
| (4) 火葬場 | | | |
| | 火葬場施設等整備事業 水俣芦北広域火葬場 | 水俣市・ 水俣芦北 広域行政 事務組合 | |
| (5) 消防施設 | | | |
| | 消防防災施設・設備整備（防火水槽 等） 防火水槽等の設置、消火栓設置（負担金）、防災行政 無線等、災害用備蓄倉庫棟の整備 | 水俣市・ 水俣芦北 広域行政 事務組合 | |
| | 消防防災設備整備（消防車両） ポンプ付積載車、消防ポンプ車等整備（負担金） | 水俣市・ 水俣芦北 広域行政 事務組合 | |
| | 消防団拠点施設整備 格納庫建設等 | 水俣市 | |
| (6) 公営住宅 | | | |
| | 牧ノ内団地建替事業 解体工事、屋外整備工事、実施設計、エコモデル住宅 推進工事等 | 水俣市 | |
| (7) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| 生活 | 浄化槽設置整備事業 【事業内容】 | 水俣市 | |

| | | | | |
|-------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| | | <p>浄化槽の設置補助金を交付し、生活環境の改善と自然環境の保護を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>合併処理浄化槽の普及促進と、河川等公共用水域の水質保全及び向上効果が見込まれる</p> | | |
| | | <p>アドプト推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>【市内公園・緑地の地域住民による管理の推進】住民主体の公園等の管理を推進することで、住民の交流促進や地域活動の活性化を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>住民が愛着を持って地元の公共施設を管理することで適切な管理が図られるとともに、費用的にも低廉に実施できるなど、行政サービスのみでの対応が困難な中、民間活力を活用した持続可能な施設管理体制が構築される</p> | 水俣市 | |
| | 防災・防犯 | <p>防災備蓄用品等整備</p> <p>【事業内容】</p> <p>自然災害の発生時に備え、必要となる簡易トイレ等の防災備蓄用品等の整備を図る</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>災害備蓄用品等の整備を図ることで、自然災害発生時の市民の安心安全が確保できる。</p> | 水俣市 | |
| | (8)その他 | | | |
| | | <p>水俣駅前広場ふれあい館整備事業</p> <p>水俣駅前広場ふれあい館改築</p> | 水俣市 | |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)児童福祉施設 | | | |
| | | <p>障害児保育対策事業</p> <p>保育が必要な障害児を受け入れ、障害児の処遇の向上と安定した保育を推進する</p> | 水俣市 | |
| | | <p>子育て短期支援事業</p> <p>保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が困難になった場合、また、緊急一時的に母子等を保護することが必要になった場合に、児童養護施設等において、一定期間、養育保護を行う</p> | 水俣市 | |

| | | | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| | <p>放課後児童健全育成事業</p> <p>放課後及び長期休暇等に保護者等のいない家庭の小学校児童を対象に、社会資源施設を利用して遊びを主とした活動を行いながら、児童の健全育成と保護者の子育て支援を図る</p> | 水俣市 | |
| | <p>病児保育事業</p> <p>子どもが病気の際に、保護者が就労等により保育が困難な場合において、病院・保育所等の施設において病気の児童を一時的に保育する</p> | 水俣市 | |
| | <p>一時預かり事業</p> <p>専業主婦の育児疲れ解消、冠婚葬祭等社会的事由、急病や断続的勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要への対応、及び1号認定者の教育時間以外の預かりを実施する</p> | 水俣市 | |
| | <p>保育料負担軽減事業</p> <p>保育料の負担軽減</p> | 水俣市 | |
| 保育所 | <p>就学前教育・保育施設整備交付金整備事業</p> <p>子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進する</p> | 水俣市 | |
| こどもセンター | <p>①地域子育て支援拠点事業</p> <p>②児童館事業</p> <p>③多世代交流拠点事業</p> <p>子育て親子や児童等の交流の場の提供と交流促進及び子育て等に関する相談・支援などを実施する。</p> <p>こども家庭センターの関係部署と連携を図る</p> | 水俣市 | |
| (2)認定こども園 | | | |
| | <p>就学前教育・保育施設整備交付金整備事業</p> <p>子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進する</p> | 水俣市 | |
| (5)障害者福祉施設 | | | |
| 障害者支援施設 | <p>水俣市立明水園施設改修事業</p> <p>明水園の改修工事</p> | 水俣市 | |

| | | | | |
|---------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| | (7)市町村保健センター及びこども家庭センター | | | |
| | | 水俣市保健センター改修整備事業 水俣市保健センター施設・設備等改修工事 | 水俣市 | |
| | | 利用者支援事業（こども家庭センター運営費） こども家庭センターの運営を行う | 水俣市 | |
| | (8)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 児童福祉 | 予防接種事業 【事業内容】 予防接種料の負担軽減 【見込まれる事業効果】 予防接種を行うことで伝染性疾患等の発生及びまん延の予防を図る | 水俣市 | |
| | (9)その他 | | | |
| | よりそいサポートセンター | 配偶者暴力相談支援センターの運営を行う 性暴力相談支援センターの運営を行う | 水俣市 | |
| | 地域間交流拠点 | 地域住民がふれあう場の提供と、地域住民の福祉及び交流を促進するための事業を実施する | 水俣市 | |
| 7 医療の確保 | (1)診療施設 | | | |
| | 病院 | 医療機器整備事業 医療機器等の更新 | 水俣市 | |
| | | 病院施設整備事業 病院施設内各種設備の更新 | 水俣市 | |
| | (8)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | | 子ども医療費助成事業 【事業内容】 18歳までの子どもの医療費助成を行い、子育て世帯の負担軽減を図る 【見込まれる事業効果】 子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康の保持及び健全な育成と子育て支援につながる | 水俣市 | |

| | | | | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----|--|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | | | |
| | 校舎 | 小中学校施設等整備事業 校舎外壁改修・トイレ改修・体育館屋根改修等 | 水俣市 | |
| | スクールバス・ボート | スクールバス運行事業 スクールバスの購入 | 水俣市 | |
| | 給食関連施設 | 給食センター施設整備事業 空調機器更新工事、厨房機器更新工事等 | 水俣市 | |
| | その他 | 学校管理システム保守管理事業 タブレット等の購入 | 水俣市 | |
| | (3) 集会施設、体育施設等 | | | |
| | 公民館 | 公民館管理運営費 トイレ配管污水管取替工事、蛍光灯のLED化等 | 水俣市 | |
| | 体育施設 | 体育施設等改修事業 体育施設等の大規模改修等 | 水俣市 | |
| 図書館 | 図書館管理運営費 トイレ改修（洋式化）等 | 水俣市 | | |
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 地域づくり推進事業 【事業内容】 自治活動の円滑な運営及び推進（自治振興交付金、地域活動補償制度、地域コミュニティ活動助成制度）老朽危険空き家の除却事業推進 空き家バンク制度による空き家の有効活用の推進 【見込まれる事業効果】 自治会活動の活性化と共に、空き家解消等の地域課題の解決が図られる | 水俣市 | | |
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 | | | |
| | 地域文化振興施設 | 徳富蘇峰・蘆花施設管理運営事業 | 水俣市 | |
| | | 文化会館整備事業 | 水俣市 | |

| | | | | |
|------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| | | 文化財保存管理事業 | 水俣市 | |
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | | 再生可能エネルギーの導入事業 【事業内容】 再生可能エネルギー施設の適切な設置、公共施設等への再生可能エネルギーの積極的導入 【見込まれる事業効果】 再エネ電源の普及により温室効果ガス排出量削減に繋がる | 水俣市 | |
| | | 地域における温室効果ガス排出量削減事業 【事業内容】 太陽光発電、太陽熱利用システム、省エネルギー設備等の導入推進並びに環境負荷低減型住宅の建築や改修、公共交通機関や自転車の利用促進、電気自動車等への転換等による環境に配慮した暮らし方の構築 【見込まれる事業効果】 地域における温室効果ガス排出量の削減が見込まれる | 水俣市 | |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | | | |
| | 水俣病資料館整備事業 | 水俣病資料館整備事業 水俣病資料館の大規模改修等 | 水俣市 | |
| | 水俣環境アカデミア事業の推進 | 水俣環境アカデミア活動推進事業 【事業内容】 大学・研究機関からの視察等を受け入れるとともに、市民に先端的な知識を学ぶ機会として、各種セミナーやシンポジウムを実施する 【見込まれる事業効果】 市民に先端的な知識を学ぶ機会を提供することで、持続可能な地域社会づくりを担う人材育成を行い、地域振興、経済活性化に繋がる | 水俣市 | |

| | | | | |
|--|------------------------|-----------------------------------------------------------|-----|--|
| | 公益財団法人水俣市 振興公社の取組推進 | 公益財団法人水俣市振興公社の取組 推進 <small>もやい直しセンターの維持・修繕等</small> | 水俣市 | |
|--|------------------------|-----------------------------------------------------------|-----|--|